

平成18年第2回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成18年6月20日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 3時26分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(22名)

副議長	1番	山居忠彰君	2番	北口雄幸君
	3番	伊藤隆雄君	4番	井上久嗣君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	小池浩美君	8番	柿崎由美子君
	9番	平野洋一君	10番	足利光治君
	11番	遠山昭二君	12番	岡崎治夫君
	13番	谷口隆徳君	14番	山田道行君
	15番	田宮正秋君	16番	斉藤昇君
	17番	池田亨君	18番	牧野勇司君
	19番	菅原清一郎君	20番	中村稔君
	21番	神田壽昭君	議長	22番 岡田久俊君

出席説明員

市長	田効子進君	助役	相山愼二君
助役	瀧上敬司君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	吉田博行君
市民部長	安川登志男君	保健福祉部長	杉本正人君
経済部長	佐々木幸二君	建設水道部長	遠藤恵男君
朝日総合支所長	城守正廣君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課 長	石川誠君
財務課長	三好信之君		

市立士別総合
病院事務局 藤森和明君

教育委員会 佐々木正雄君

教育委員会 佐々木文和君

農業委員会 松川英一君

監査委員 三原紘隆君

教育委員会 朝日保君

農業委員会 石川通広君

監査委員 横山日出夫君

事務局出席者

議会事務局 辻本幸慈君

議会事務局 近藤康弘君

議会事務局 岩端聖子君

議会事務局 藤田功君

議会事務局 浅利知充君

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(岡田久俊君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は13名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

16番 斉藤 昇議員。

16番(斉藤 昇君)(登壇) 2006年第2回定例会に当たり、一般質問を行いたいと思います。

質問の第1は、土別市行財政改革についてであります。

国も、今度の国会で行財政改革推進法が通って、さまざまな分野の改革がなされようとしております。この行財政改革、国の言う推進法、この中で私も地方自治体に関係のあるものと言いますと、平成22年4月までに国家公務員の5%、地方公務員の4.6%以上の減少を求めている。これらは大きく地方自治体にかかわる問題でございます。

今度の土別市の行財政改革大綱にもこれらのことが盛り込まれておりますけれども、これらについて本市の計画ではどうされているのか、この点、数字を挙げてお答えをいただきたいと思うのでございます。

また、国との関係でありますもう一つは、市場化のテスト。市場化テスト法については、私は、先般の議会でもそのねらいや危険性について申し上げたところでございますけれども、この市場化テスト法について、どんな業種が対象にされ、本市の取り扱いはどういう業種が市場化テスト法にさらされるのか。

そこで、具体的にひとつ聞きたいけれども、印鑑証明でありますとか戸籍抄本の取り扱い、こういった窓口業務を官と民、市と民間とを競争入札させて、そして安い方に今その業務をさせていく、それが市場化テスト法でございます。

もし、土別市でこの窓口業務の市と民間業者と競い合わせて、民間業者が例えばこれを導入する、民間業者にやらせる、そうなりますと、市民にとってどんなサービスの向上が図られるのか。そしてまた、経費の削減では、どの程度の削減ができるのか。こういう検討もなされたのか、この際、具体的な例としてひとつ聞きたいのと、市場化テスト法によってどういう業種が官と民の競争入札にかけられていくのか、この市役所の業種についても、この際承っておきたいと思うのであります。

本市の財政改革大綱の位置づけでございますけれども、平成8年に旧土別市が定めましたこの大綱、これをつくって今日まで行政改革が行われてまいりましたけれども、朝日との合併によって新しい行財政改革の大綱がつけられました。その中の実施計画、これらに盛り込んだ項目でありますとか、あるいは盛り込んだもの、そして旧土別市の大綱との違い、どういう点に着眼を置かれて、どんな工夫がなされて、今度の行財政改革大綱が作成されたのか、この点も、この際承っておきたいと思うのであります。

その中でも民間活力の活用をどの程度計画に盛り込んでいるのか。特に、指定管理者制度、これの対象にする事業、あるいは一部民間委託を考えているもの、これらについても、この際お示しいただきたいと思うのです。

私は、さまざまな議会でも取り上げているけれども、何でもかんでも安かろうがいい、そうやって民間委託をしていく、その発想だけでは、職員の仕事に対する知恵も工夫も市民サービスの向上も発揮されないのではないかと、そう考えるのだけれども、いかがでしょうか。

今までの民間委託を見ていても、結局は市が臨時職員なり市の業務をやっている。その中でも民間委託によってこんなに市民サービスが向上した、こう胸を張って言える、いわば市の業種があるのでしょうか。結局は今までと同じで、行われたのは安い低賃金で働く労働者が増えていく。そして、市の職員が削減される。ただ、それだけの端的に言えば、話ではないか。

だから、私は、何でもかんでも民間委託、その前に何と言っても市民の目線に立って、市民の皆さん方の生活や福祉の向上のためにどう役割を果たすのか、その視点から創意や工夫を発揮されること、そして指定管理者制度の対象もそのように考えていくことを、この際強く求めておきたいと思うのであります。

また、国が示した地方公務員の職員の定数の問題、この適正化計画について、一つは、土別・朝日合併前のそれぞれの定数と実人数はどうだったのか。そして、現在の定数と実人数、合併をした後、これについてはどれぐらいの変化があったのか。朝日町からは十数名の職員がこっちの本庁に来ているでしょう。だから、実際には朝日町の職員の数は、朝日町自身で見れば減っているはずでありますから、これらの人数についてもお示しをいただきたいと思うんです。

前期の大綱をつくって、職員の適正化計画をやられて、2年にわたって職員の採用試験が行われなくて、年齢的な格差も職員間では生まれてきています。相当の職員が定年を迎えることでありますけれども、定員の補充の問題、これらについては来年度はどうお考えになっているのか、この際お聞きをしておきたいと思うのであります。

職員数の適正化の目標と期間についても、この際お示しをしていただきたいと思うのであります。

次に、財政健全化計画と新市の建設計画との財政推計、これに大きな差は生じていないのか。合併のときに決めた新市の建設計画は、当初のとおり実行していけるのかどうか、この点の財政推計を明らかにしていただきたいのと、地方交付税など歳入の推計やあるいは人件費と事業

の歳出の推計なども皆さんは自信を持った大綱だと考えておられるのか、この点、自信ないとは言わないかもしれないけれども、本当に自信を持って我々に大綱を示したのかどうか、この点お聞かせいただきたいと思うんです。

もう一つは、夕張市が巨額の負債を抱えて財政再建団体の指定を受けると報道されています。夕張市の場合、新聞報道では、けさも出ておりましたけれども、市として、どうしてそういうことになったのかという問題、認識をどうしていらっしゃるのかということと、本市のように財政基盤が極めて弱い市として、夕張市を他山の石としてしっかりした財政運営を強く求めたいと思いますけれども、この点についても答弁を求めておきたいと思います。

質問の第2は、季節労働者の冬期援護制度の存続と拡充についてであります。

昭和48年に失業保険が90日から50日に切り下げられて以来、この制度がそのかわりとして出されて30有余年になります。私も議員になった当初から、この季節労働者の援護制度の問題は再々取り上げ、国会や道庁にも出かけていってさまざまな交渉やあるいは要望もしてまいりました。そして、これまで士別市に果たしているこの冬期援護制度、それは働く人々の生活のみならず、市内の商工業にとっても市政にとっても大きな役割を果たしてきたのは、私が申し上げるまでもありません。過去5年ほどの実績について、これまでぜひお示しをいただきたいのと、平成16年度から65歳以上は対象外とされて、このことによって大幅に冬期援護制度を受ける人たちが半減いたしました。これらに対する減収といえますか、市に落ちる金、これはどのぐらい減らされてきたと認識しておられるのか、この際お聞かせいただきたいと思うんです。

そして、これら大きな役割を果たしてきた冬期援護制度を、政府・厚生労働省は2006年度をもって廃止をしようとしているのであります。これでは季節労働者の雇用と生活を根底から脅かすばかりではなく、建設業界を初め、地域経済にも深刻な影響を与える、これは明らかであります。

国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充が図られるよう、また雇用対策の強化のためにも、市長として、8月の政府の概算要求が出てくる、これに合わせた、そのために存続・拡充のために新しい制度を含めて最大の努力を払っていただくように、強くお願いするものでありますけれども、市長の答弁を求めたいと思います。

質問の第3は、特別養護老人ホームの増床についてであります。

特に、きょうは朝日町の美土里ハイツについてお伺いしておきたいと思います。

一つは、美土里ハイツが建設された経過と建設に当たった財源の内訳と朝日町とのかかわりについて、この際お知らせいただきたいと思うんです。

そして、増床の建設費など事業費はどのくらいと見込んでおられるのか、計画の概要についてもお示しをいただきたいと思うのでございます。

建設は、平成20年度の予定と聞いておりますけれども、現在、美土里ハイツ側とどんな話し合いがなされているのか。計画の早い段階から市としても綿密な協議を行い、一緒に進めていくべきではないか。そして、朝日の糸魚小学校が木を随分と取り入れますけれども、そういう

特色ある美土里ハイツの増床を図っていくべきではないか、こう思うのでありますけれども、財源の問題にしても、当然、朝日では今お聞きをしますと、美土里ハイツの償還金、これらについては、朝日がといいますか、市が償還金についても補助金という形で出して、その支払いに追われている。美土里ハイツ自身、この法人はそれほど力があるわけではないと、失礼かもしれないけれども、思うのであります。

したがって、建設費でありますとか、こういうものも全部、市がかかわっていかなければならない、そう思うのだけれども、この点もあわせて答弁を求めたいと思います。

質問の最後は、道道士別滝の上線、朝日市街地区の整備についてであります。この問題については、相当本議会でも朝日出身の議員さんからも取り上げられて、答弁もございましたし、経過についてもさまざまな経過があったことをお聞きしております。

ここではこれらについて繰り返すことを避けますけれども、去る6月14日、この道道の拡幅を目指し、朝日町のまちづくりと中央市街地活性化を図る、そのための期成会が設立されたということであります。

まちづくりは、何といっても住民こそ主人公でありますから、朝日地域に住んでいる方々、この方々が主役であります。そして、まちづくりにかかわっていくのも行政の大きな役割だと私は考えるのです。

そこで、拡幅を目指した期成会、これは市長の今までの答弁とは違う道だと思うんです。私は、市長がこの本会議場で現道路の拡幅という答弁を行っているけれども、それと違う方向を目指すまちづくりを求める期成会、この期成会ともよく意見を聞き、話し合いをして、朝日の地域のまちづくりを本当に朝日の皆さんとともに進めていく、そのために大きな力を発揮するべきではないか、こう思うけれども、市長の答弁を求めて一般質問を終わるものであります。

(降壇)

議長(岡田久俊君) 田苺子市長。

市長(田苺子 進君)(登壇) 斉藤 昇議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から、土別市行財政改革に関する質問のうち、国の行政改革推進法及び市場化テスト法との関連について及び季節労働者冬期援護制度、並びに道道士別市滝の上線整備についての答弁を申し上げまして、土別市行財政改革に関する質問のうちの土別市行財政改革大綱については本庁助役から、特別養護老人ホームの増床につきましては保健福祉部長からそれぞれ御答弁を申し上げます。

まず、行財政改革推進法とのかかわりについてであります。国は、小さくて効率的な政府を実現し、政府の財政の健全性を図るとともに、行政に対する信頼性の確保を図ることを最重要課題として、平成12年に行政改革大綱を、平成16年には今後の行政改革の方針を閣議決定し、官から民へ、国から地方への観点から行財政改革をこれまで推進してきたところであります。

そして、これを着実に推進するために、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律、いわゆる行政改革推進法を策定し、今国会で可決成立されたところであります。

す。

この法律においては、政府及び地方公共団体の事務事業の透明性の確保を図りつつ整理検討を行い、国民生活の安全に配慮した上で民間活動の領域を拡大するとともに、行政機構を整理合理化することで国民負担の上昇を抑えることを基本理念として、国及び地方公共団体は行政改革を推進する責務を有することが明記されたところであります。

具体的には、政府系金融機関との統廃合、国の独立行政法人の見直し、31の特別会計の合理化、国有資産の売却、このほか国家公務員数を5%以上、地方公務員数を4.6%以上の純減を図る公務員総人件費の削減が主な項目として構成され、更にこの行政改革推進法の中に関連する諸制度の改革との連携を図るため、公務員制度改革、規制改革のほか、公益法人制度改革や競争の導入による公共サービスの改革、いわゆる市場化テストを本格導入するため法律などが可決されたところであります。

そこで、これら改革関連法案と本市行財政改革とのかかわりについてであります。

行政改革推進法の目的が、国の構造改革路線の途中自体にあり、詳細が明らかでない上、内容が政府機関の改革が主でありますので、本市の行財政改革に直接かかわるものといいたしましては、地方公務員数削減の関係が該当になるものと考えております。

次に、市場化テストについてのお尋ねであります。法の趣旨として、公共サービスのうち民間が実施できるものは民間にゆだねるという観点から、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待できる業務を選定し、官民競争入札あるいは民間競争入札を行い、サービスの質の向上、経費の削減を図ることを目的としております。

具体的には、官民競争入札を公正に行うための委員会の設置、あるいは落札した民間事業者が公共サービスを実施するため、法令の特例などを設けたほか、地方公共団体の自主性を尊重する中で競争の導入が可能となるような法律の整備がなされたところであります。

国の公共サービス業務としては、社会保険庁関連業務、ハローワーク関連業務、統計調査関連業務などへの本格導入が検討されておりますが、この法律の中で、地方公共団体が官民競争入札等を導入できるものは特定公共サービスと位置づけられ、戸籍謄本、納税証明書、住民票、印鑑登録証明書等の交付請求の受付及び引き渡しという窓口業務のみの非常に特化された業務に限られておるわけであります。

このため、大都市のように多数の来客がある場合には、民間業者にゆだねることによってサービスの向上あるいは経費の節減などメリットが考えられますが、本市のような規模にあつては、窓口に来られる人数からコスト面で高くなることが予想されるほか、官民競争入札導入に当たっては、実施方針の作成、業者の評価基準に基づく落札者の決定あるいは実施状況に関する情報の開示など、さまざまな事務手続が予想されることから、デメリットの方が大きいと判断いたしております。

今後、国におきましては、市場化テストの導入を拡大していく方針のようであり、行財政を運営していくに当たって公共サービスを常に見直していくといった法律の基本理念は、当然理

解をいたしておりますが、本市におきましては、官民競争入札等の導入は現段階では難しいと考えております。地方の実態を考慮しないこのような改革の推進には、私も大きな疑問を抱くところであります。

したがって、今後、こうした面での対応につきましては、十分配慮し対処していかねなければならないものと思っております。

次に、季節労働者の冬期援護制度の存続・拡充についてのお尋ねであります。

国の季節労働者冬期援護制度につきましては、昭和52年の制度創設以来今日まで、季節労働者の冬期間における就労機会の拡大や通年雇用化の促進とともに、事業主にとっても貴重な労働力の確保につながるなど、本市におきましても季節労働者の生活はもとより、地域の雇用・経済を支える制度として極めて重要な役割を果たしてきております。

そこで、本制度の本市におけます過去5カ年の活用状況について申し上げますが、まず初めに、冬期雇用安定奨励金につきましては、平成13年度対象労働者数は177人、奨励金給付額3,367万2,000円、14年度は123人で2,259万2,000円、15年度は98人で1,932万8,000円、16年度は55人で865万2,000円、17年度は60人で802万5,000円となっております。

また、冬期技能講習助成給付金につきましては、平成13年度が対象労働者数557人、助成給付額6,353万7,000円、14年度526人、6,003万円、15年度552人、6,309万6,000円、16年度234人で1,951万2,000円、17年度225人、1,867万円の活用実績となっております。

この活用実績から季節労働者の就労実態等について判断いたしますと、就労者の高齢化が進んでいるとともに、公共事業等の縮減などから労働者数は年々減少している状況となっております。

更に、平成16年度からは対象者が65歳未満に限定され、支給額も切り下げられるなど大変厳しい制度の改正が行われる中で、制度改正前の平成15年度と平成17年度を比較いたしますと、両制度合わせて対象者数で365人、また給付金では5,572万9,000円の大幅な減少となっており、季節労働者を取り巻く環境はこのように年々厳しさを増し、大変不安定な状況にありますことは、まことに残念なことと受けとめております。

そこで、平成18年度までの暫定措置となっております本制度の今後の存続延長についてありますが、国は、本制度の活用が北海道など一部地域に限られていること、通年雇用化の効果がなかなかあらわれてこないなどの理由から、以前より廃止の方向性を打ち出されていたところでありますが、平成16年3月閣議決定が行われ、平成18年度限りで本制度の廃止が決定されたところであります。

しかしながら、北海道の厳しい気象条件や長引く景気の低迷に加えて、公共事業の減少など季節労働者を取り巻く環境は依然厳しく、このため本制度が廃止されるとなると、季節労働者の雇用や生活安定に多大な影響を及ぼすことは必然であります。

このため、本年3月、北海道道内の市長会、町村会及び経済団体、労働団体で構成している北海道季節労働者対策連絡協議会におきまして、この冬期援護制度にかわる代案方策として、

年間を通しての工事の平準化対策、建設事業主等が行う雇用対策などへの支援制度の創設、他産業への円滑な労働移動など、今後充実強化が強く望まれる7項目の対策として取りまとめ、これらの対策に支援が図られるよう国に対し要望書の提出がなされたところであります。

この季節労働者対策につきましては、道内の各市におきましても、地域の経済雇用に係る重要な課題でありますことから、過般、開催されました道北市長会及び北海道市長会において、この新たな季節労働者対策等の実現が図られますよう、国などに対しこの要請活動などを展開していくことが満場一致で決議され、7月に全国市長会から要望書の提出がされる運びとなっております。

また、5月31日には本市で開催されました上川北部8市町村の宗谷線助役会議におきましても、この取り組みの国への要請活動の実施について本市から提案をいたしまして、このことにつきましては道北地域共通の問題として認識がなされ、今後この近隣8市町村で構成をしております上川北部雇用問題対策協議会において、本運動の取り組みを推進していくことの合意が図られているところであります。

本市におきましては、今なお1,000人を超える季節労働者の方々が建設業を中心に就労をされておりますので、この季節労働者の方々の雇用と生活安定は極めて重要な喫緊の課題でありますことから、今後の国の動向を的確に注視しながら、新たな季節労働者対策の確立が図られますように、北海道が一丸となって国などに対して要請活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、道道士別滝の上線の整備についてのお話がありました。

道道士別滝の上線の朝日市街地整備につきましては、合併前の平成2年から旧朝日町で長い間議論がされた経過やさまざまな観点からの道との協議を踏まえ、昨年の中2回定例会におきまして、最も実現性の高い現道の幅員による補修整備を新市の方針として示したところであります。

その後におきましても、朝日地域の住民の方を対象とした説明会・懇談会を開催するとともに、市と商工会代表の方が一緒に旭川土木現業所を訪問し、現道での整備という考え方をお聞きしてきたところでもあり、私自身も道に参りまして、現道での整備というお話をお聞きしております。

こうした状況の中で、現道幅員による整備と拡幅整備という相対する意見が今後も続き、地域としての統一した方向性が出せないとすれば、ますますこの道路整備がおくれてしまうことに大きな懸念を持っております。

このたび、朝日地域において道道拡幅整備を目的としたまちづくり期成会が設立されましたが、斉藤議員のお話にもございますが、住民の皆さんの意見を伺うということは大切なことでもありますので、また一方では、行政としての考え方も十分に説明をすることも重要なことでもありますので、住民の方々との共通理解が得られるように、今後とも努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、私の方からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 相山助役。

助役（相山愼二君）（登壇） 私から、行財政改革大綱等に係るお尋ねについてお答えを申し上げます。

まず、大綱の位置づけ並びに旧土別市が平成8年度に定めた大綱との関連性についてでございます。

基本理念において、旧大綱では、来るべき地方分権の推進を視野に、主体的な行政体制の確立が急務とされ、行政の総合化による地域の現状を見据えた政策決定と迅速な事務事業の展開を図ることとされたところであります。

新大綱にありましては、究極の行財政改革とも言われております合併後の本市行財政運営の指針として、地方分権の進展を踏まえ、確固たる財政基盤のもとで未来を見据えた施策の展開が可能となるよう、従来の手法による経費の節減や事務事業の見直しのみならず、市民と行政の協働によって抜本的な改革を推進いたそうとするものであります。

こうしたことから、新大綱におきましては、この改革の実現に向けて、将来にわたり安心して、充実した自治体運営を支える改革を基本理念といたしたところでございます。本年度を改革元年として位置づけるとともに、平成27年度までの10カ年を推進計画期間といたしたものであります。

次に、大綱と実施計画の関連性についてであります。大綱に定めた改革の基本方針、市民と行政の協働に向けた環境づくりの推進を初め、8方針に基づき具体的な項目として65項目を設定し、142項目の取り組むべき実施プログラムを明示いたしたものであります。

そこで、実施計画の項目の一つであります民間活力活用の推進にかかわってのお尋ねがございました。

民間活力の活用に当たりましては、民間との役割分担の検討を踏まえる中で、その活用を基本に推進することといたし、あわせてすべての公共施設の維持管理のあり方について市民サービスの低下を招かないことを前提に再度検証し、安定的なサービスの提供と行政責任の確保という視点を踏まえ、可能なものについては指定管理者制度の導入について推進するとともに、その設置意義が希薄化したと考えられるものや類似施設等にあつては、統廃合を視野に検討することといたしております。

公共施設や行政業務の外部委託との検討に当たりましては、これら外部委託等の推進に関する指針を本年度中に策定することといたしており、市が、これからの運営もしくは事業主体として効率的・効果的となり得るのか、各種法令に適合しているのか、将来的にも安定的に業務等の遂行が可能で経費の節減につながるのかなど、客観的な視点から検証ができるよう、この指針における基準の整備に取り組んでまいりたいと存じますが、ただいま斉藤議員からお話のありました視点を大切にすることで、これらに対応してまいりたいと考えております。

次に、定員適正化計画にかかわって幾つかのお尋ねがございました。

まず、職員定数についてであります。旧土別市における職員定数は697人、旧朝日町は87人の合わせて784人でありましたが、昨年9月の合併時の職員数は674人であり、新市における職員定数につきましては、合併時の職員数を基本に、市立病院の看護師が不足している現状などを考慮し、定数上23人の幅を持たせ、合併前の職員定数から87人減の697人と定めたところではありますが、本年4月1日の実人員は、全体で641人、うち朝日地区に勤務する職員は51人となっております。

次に、両市町における定員適正化の取り組みについてであります。旧土別市におきましては、平成9年から第1次定員適正化計画、平成14年度から第2次定員適正化に取り組んでまいりました。第1次定員適正化計画においては、事務事業の見直しとともに除雪業務の民間委託などを背景に31人の削減、第2次定員適正化では、組織機構の見直しとともに、体育館、下水処理場の業務委託等により38人の削減をいたしたところであります。

旧朝日町におきましては、平成13年度から定員適正化計画に取り組んでおり、期間内に介護保険事務事業の増加が見込まれましたことから2人増員といたしてはりましたが、組織機構の見直し、事務事業のスリム化などによりまして、平成17年4月1日においては5人の減員となったところであります。

そこで、今後においていわゆる団塊の世代の定年退職が多数見込まれること、更には新市においても従前に増してスリムで効率的な行政運営が求められておりますことから、退職者の補充も含め、早急に新たな計画を要したところでございます。

次に、職員数の適正化目標についてのお尋ねでございます。

このたびの計画は、市立病院の医療関係職員を除く全職員を対象といたしてありまして、職員数につきましては、平成18年度以降、5年間で90人以上、その後の5年間におきましても80人以上の定年退職者が見込まれますことから、退職者の補充とあわせて職員年齢の平準化も考慮していかなければならず、一定数の職員採用を計画的に行わなければならない状況となっております。

計画期間といたしましては、平成18年度から平成23年4月1日までの期間としておりますけれども、昨年3月に示された新地方行革指針において、平成22年4月1日までに職員数の縮減率を4.6%以上とされたことから、これを上回り、計画の最終年度である平成23年4月1日で縮減率5.7%、削減数を23人といたしたものであります。

こうしたことから、本庁舎と朝日総合支所などそれぞれの機能・役割などを常に検証する中で、的確な人員配置に努めるとともに、スタッフ性のメリットを生かしつつ、組織機構の見直しを図るほか、事務の簡素化・省力化、民間活力の活用を推進を検討するとともに、外部委託などによる一部業務の見直しなどにより定員適正化に努めてまいりたいと存じます。

なお、今後の職員採用の計画につきましては、本年度から再開をするということで考えているところでございます。

次に、財政健全化計画における財政推計と新市建設計画での財政計画との整合性についてで

ございます。

両計画とも推計の手法自体に大きな相違はないものでありますけれども、財政健全化計画につきましては、平成17年度決算あるいは18年度予算を基本としたことから、計数的には相違が生じているところであります。

まず、歳入の項目で、これら推計に大きな影響がある普通交付税並びに地方税等につきましては、両計画ともほぼ同額で見込んでおりますが、特別交付税においては、17年度の決定額、更に全国的に市町村合併が進む中、国は特別交付税による支援措置の継続を決定したことなどを考慮し、本計画では減額の方角で試算をいたしたところであります。

また、国・道支出金及び地方債、諸収入などにつきましては、一部事業の実施時期などの関係から増減はあるものの、推計そのものに大きな影響はないものと考えております。

一方、歳出の項目では、人件費において、新市計画では合併後の組織機構が定かでなかったことから、一般会計職員数357名が類似団体の職員数297名まで段階的に削減されると仮定をして推計をいたしました。

今回の計画では、新たに策定した定員適正化計画による措置を講ずる前の18年現在の職員数345名で試算をしたことから、乖離が生じているところでございます。

更に、物件費、補助費、繰出金等につきましては、当初、合併効果により最終的には一定程度の削減がなされるものとして試算をしておりましたけれども、合併協議による結果を踏まえた18年度予算をもとに推計いたしたところ、22年度には合併時の推計と比較して2億2,000万の乖離が生じているところでございます。

また、新市建設計画における235本の主要事業につきましては、実施時期の見直しや事業費の見直しを行った事業もありますけれども、基本的には財政健全化計画の財政推計により含めたところでございます。ただ、こうした試算の結果、新市建設計画策定時より収支不足は拡大いたしておりますし、19年度以降の地方交付税の動向も不透明であります。更なる改革も想定されておまして、こうした場合には常に見直しをしながら財政健全化計画の推進に進めなければならないものと考えております。

次に、先日、新聞で報道されております夕張市の財政問題に関連したお尋ねがございました。

現在、新聞紙上での情報しか持ち合わせておりませんので、その詳細は明らかではありませんけれども、報道によりますと、従来、石炭産業を経済の基幹としていた夕張市は、相次ぐ炭鉱閉山を機に新たなまちづくり策としてさまざまな観光施策などが特別会計や第三セクターで実施され、その資金を一般会計からの貸付金で対応したことによるものとされているところであります。

現在の自治体の会計制度においては、例えば一般会計から特別会計へ10億円貸し付けをして、特別会計が会計年度中に10億円を返す場合、一般会計では収支均衡は図られることとなりますけれども、一方、特別会計においては、この返済のため、他に収入がない場合、引き続き一般会計から10億円を借り入れることとなりますので、全体では10億円の負債が残ることになり

なります。

夕張市では、会計上、このような手法を講じ、その貸し付ける資金を年度内の一時的な現金収支不足を補う一時借入金で対応してきた結果、地方債、損失補償なども含めた負債総額では標準財政規模の10倍を超える500億円となったことから、国や道と財政再建団体の申請も視野に財政再建の協議をいたしているとお聞きしております。

そこで、本市の状況で申し上げますと、一般会計から第三セクターなどへの貸付金につきましては、土地開発公社、株式会社土別開発公社、更には農畜産加工株式会社それぞれ貸し付けをいたしているところでございます。詳細については承知をいたしておりませんが、夕張市の場合、特別会計などの赤字を補てんするための貸付金が年々増えたと報道されておりますけれども、本市の場合、こうした公社に貸し付けする部分につきましては、つなぎ資金と申しますか、年度内の運転資金として貸し付けをいたしているところでございまして、公社等が直接金融機関から借り入れするよりも金利面で有利との判断で、一般会計から貸し付けをしておりました。単年度で回収となりますので、今後においてもこのことによって市の財政運営において大きな影響を与えるというものには考えておりません。

また、平成17年度の一般会計における一時借入金につきましては、その限度額を予算上、60億円と定めたところでありますけれども、ピーク時においても借入残高が31億円と限度額を下回っており、その借入金については年度内の歳入によって完済をいたしております。

また、地方債残高、損失補てんなどを含めた負債総額においても、本市の場合、標準財政規模の2.7倍程度の約250億円となっている状況であります。現在の財政制度上は、実質収支における赤字比率が標準財政規模の2割を超えると、申請により財政再建団体に指定されることとなり、行財政運営が国の指導・管理の中で行われ、住民サービスも大きく低下すると考えられます。

本市の場合に当てはめますと、実質収支において約18億円を超える赤字を出しますと財政再建団体に該当するわけではありますが、こういった状況にならないためにも、さきの行財政改革大綱に基づく実施計画、財政健全化計画などの着実な達成に向けて対応してまいりたいと存じます。

地方交付税の削減が進み、ますます厳しい財政運営を余儀なくされておりますだけに、住民に対する財政情報を提供する中でしっかりとした財政運営を進めてまいる覚悟でありますし、夕張市の例は特異なケースとしても他山の石として、市民に信頼される行財政運営に当たってまいりたいと存じます。

以上を申し上げて、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君）（登壇） 私から、特別養護老人ホームの増床についてお答えいたします。

初めに、特別養護老人ホーム「美土里ハイツ」の建設計画についてであります。長年の間、

町民から待望されておりました特別養護老人ホームの建設に当たり、平成2年5月25日に社会福祉法人朝日福祉会が設立され、平成3年2月15日にベッド数30床、ショートステイ5床での施設が完成し、同年4月1日から供用を開始したところであります。

この施設建設に当たっては、総事業費6億8,907万円を要したところですが、その財源内訳は、当初、国の補助を予定しておりましたが、他市町村における建設計画も多かったことから、国庫採択ではなく日本船舶振興会補助金での採択となったところであります。その補助金は1億5,120万円で、そのほか町補助金3億3,087万円、社会福祉医療事業団からの借入金2億700万円となっております。

なお、社会福祉医療事業団からの借入金につきましては、平成3年から22年までの20年間償還となっており、全額、町が元利償還金相当額を助成しているところであります。

次に、特別養護老人ホームの増床計画についてであります。現在、合併後の新市建設計画において特別養護老人ホーム「朝日美土里ハイツ」に20床の増設を計画いたしております。

その後、法人での取り組みにつきましては、新市建設計画における増床計画に基づき、平成18年1月27日開催された法人理事会において増床建設委員会の設立を決定し、同年3月22日に法人の役員及び職員からなる増床建設委員会が設立され、第1回目の増床建設委員会が開催されたところであります。

これを受け、先進増床施設の視察及び情報収集のため、3月22日及び29日の2回にわたり、社会福祉法人が運用いたしております上川町と東神楽町の施設の視察を、市担当職員も同行し実施しております。

更に、増床計画の概要については、現在、協議検討中ではありますが、建設年度は平成20年度に着工、平成21年4月に供用開始を予定しており、ベッド数につきましては、個室または準個室のいずれか2ユニット20床を、建設場所につきましては、現施設の南側に予定しております。

また、利用者の方々に精神的なゆとりと安らぎをもたらすなど効果が期待できるよう、内装等への木材の活用など地域の特色を考慮した施設として、運営する朝日福祉会が主体となり検討しているところであります。

これら施設の建設費は、概算事業費で3億円を見込んでおり、その財源といたしましては道補助金を、補助残につきましては合併特例債等の活用を予定しております。

今後、実施します基本設計並びに増床後の法人の経営計画等を踏まえ、資金計画を含め、法人とも十分協議する中で取り組んでまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 7番 小池浩美議員。

7番（小池浩美君）（登壇） 一般質問を行います。

初めに、教育基本法改定の問題についてお聞きいたします。

第164回国会に提案された教育基本法改定案は、その論議の中でたくさんの方が問題が明らかになり、国民の強い反対の声もあって継続審議となったところです。この法案は、子供たちの成

長だけでなく日本の平和、人権、民主主義に重大な悪影響をもたらすことは明らかであり、絶対に廃案にするべきものと考えます。

政府が考える改定案の中でも何よりも重大な問題は、法律で国と郷土を愛する態度など20もの徳目を子供や教職員に強制しようとすることです。愛国心は必要だと考えている人も、それが法律で強制されたり、点検されることには、疑問を感じるのではないのでしょうか。

改定案では、わざわざ第2条を起こして教育の目標に「国と郷土を愛する」と書き込んでいます。こういった徳目を法律に書き込み、政府が強制することは、教育への国家の介入を許すこととなります。実際、東京都では、君が代を歌わない教師を処分したり、更に歌わなかった生徒が多いクラスの担任を処分するという無法な強制がエスカレートされています。教育基本法が改定されたなら、こうした強制は全国に広がり、子供たちの愛国心が君が代を歌う声の大きさを評価され、強制されるという事態になりかねません。

愛国心を通知票で評価している学校が、全国で190校あることが朝日新聞の調査でわかりました。これは、子供の内心の自由に立ち入るものであり、憲法19条が保障する思想・良心・内心の自由を踏みしめるものです。かつて軍国主義の精神的支柱となった教育勅語、子供たちにたたき込んだ歴史が再び繰り返されることとなります。

本市の小・中学校で使っている通知票には、愛国心を評価するような項目がないことを期待していますが、その実態はどうなのでしょう。お聞かせください。

かつて、天皇絶対の専制政治が、子供たちに「日本は神の国。お国のために命を捨てよ」と教え込み、若者たちを侵略戦争に駆り立てたことを反省し、2度と戦前の教育を繰り返さないという国民の気持ちを込めてつくられたのが今の教育基本法です。

ですから、平和、人権尊重、民主主義という憲法の理想を実現するのは、根本において教育の力に待つべきものと定めています。教育基本法は、平和を大切にし、自分の周りや世界の人々と仲良くできる国民を育てることを目指して、平和憲法と一体につくられています。政府が教育基本法を変える理由は、一つには、時代の要請にこたえるためということです。しかし、今の基本法のどこが時代の要請にこたえられなくなっているのか何の事実も根拠も挙げていません。

また、少年犯罪や学校の荒れ、低学力の問題など、子供と教育をめぐるさまざまな問題を教育のせいにして、だから教育基本法を改定すると言っていますが、こんないいかげんなことはありません。

教育基本法改定の本当のねらいは、戦争する国の人づくりなのです。基本法の前文にある「真理と平和を希求する」という言葉と憲法の「理想の実現は根本において教育の力にまつべきものである」という言葉をばっさり削除し、新しく教育の目標を設けて、国や郷土を愛する態度を入れたのは、平和憲法の精神を否定して、戦争する国を支える人づくりをねらうものであることは明らかです。

憲法9条を改悪して日本をアメリカと一緒に戦争する国にしようとする動きがありますが、

これを支える人間、戦争する国を支える人間をつくらうとするものです。

また、教育基本法第10条「教育は、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべき」という言葉も取り扱いました。この言葉は、国家権力が教育を支配し、国の政策に教育を従属させ、お国のために死ぬと教える教育を学校現場に押しつけた深い反省に立って定められたものです。

基本法改定のもう一つのねらいは、教育を国民から取り上げて、時の政府の思うがままに支配しようということです。戦争する国の人づくりと国家権力による教育支配という恐ろしいねらいが国会論戦の中で明らかになりました。

5月のNHK調査では、この基本法改定について今の国会で慌てて決めるべきではないと考えている人が77%もいました。

私は、この教育基本法改定案は廃案にするしかないと考えますが、どのようにお考えでしょうかお聞かせください。

次に、高校再編についてお聞きします。

北海道教育委員会は、生徒数の減少、それによる教育効果の格差や学校そのものの維持が困難になるなどの理由を挙げて、平成12年に「公立学校配置の基本指針と見通し」なるものを打ち出しました。

その内容は、平成13年から19年の7年間で、全道で253間口の削減、3間口以下の規模の小さい高校は、適正でないとして統廃合する。そして、都市部の9から10間口の大規模な高校の学級削減を優先して進めるというものです。しかし、適正でないとしてつぶそうとしている小規模校こそ、少人数学級ゆえに生徒一人一人が自分の力を発揮できるきめ細かい教育が行われています。また、地元の高校がなくなることは、地域の過疎化を一層進め、活力ある若者を流出させ、経済活動に大きな影響を与えます。

平成17年2月18日、士別市高校教育拡大検討委員会が士別高校4間口と士別商業高校1間口を併合再編させるという、普通科職業科併合型高校への再編答申を出しましたが、以来今日までの1年と4カ月の間、事のてんまつを市民は知らされたのでしょうか。市内、市外を問わず士別高校の卒業生も士別商業高校の卒業生もたくさんおります。それぞれが母校に愛着を持ち、たくさんの思い出を持っています。今になって「えっ、高校がなくなるの。何とかならなかったのか」と言った声が聞かれます。答申が出てから市教育委員会はどのように市民に対して説明責任を果たしてきたのでしょうか。事ここに至った経過及び新しい併合型高校の姿を市民に知らせ、理解納得してもらうためにどのような努力をされたのかお聞かせください。

何点かについて具体的にお聞きしますが、普通科4間口、総合ビジネス科1間口の普通科職業科併合型とした理由は何でしょうか。単位制高校総合学科にしなかった理由もお聞かせください。

また、来年度の募集定員数は何人でしょうか。来年度の士別高校2年生・3年生は、士別高校生として母校から卒業できるのでしょうか。今までの士別商業高校は、商業科と情報処理科の2間口でしたが、新設校での職業科である総合ビジネス科が1間口では、地元の高校に入れ

なくなる生徒が出るのではないのでしょうか。

校舎は、土別高校を使用しないで土別商業高校を使用することにした理由は、建物の老朽化だけなのではないでしょうか。併合再編となれば、土別商業高校では増築が必要だと考えますが、その計画はどうなっているのでしょうか。

新設校になったからといってそれで安泰というわけではありません。生徒数が減少すれば、当然、間口減になるでしょう。ですから、30人以下学級を実現させ、現在の間口数をこれ以上削減することのないよう強く道教委に働きかけるべきです。そして、生徒が集まる魅力ある学校づくりに真剣に取り組まなければならないと考えますが、お考えをお聞かせください。

次に、学校耐震調査についてお聞きします。

先ほど、文部科学省は全国の学校の耐震調査をして新聞発表もしました。本市においては、いつどのような方法で幾つの学校を調査したのでしょうか。専門の業者を頼んで実施したのか、そしてその結果はどうだったのかお聞かせください。

昭和56年以前の建物だけを対象に耐震診断をすることになっていると聞きますが、それに該当する学校は何校で、対象校すべてを調査したのでしょうか。もし、地震に耐えられないとの診断結果なら、学校を改修するのでしょうか。これからの対応策をお示しください。

次に、母子家庭への支援についてお聞きいたします。

土別市次世代育成支援行動計画では、母子家庭への支援推進策が策定されていますが、現実には、保育園への優先入園あるいは市営住宅への優先入居は実施されているのでしょうか。

また、自立支援への相談の実態はどのようなのでしょうか。

母子家庭は年々増加傾向にあり、母親ひとりで子供を抱えて生きていくのはとても厳しいものがあります。世間の目も決して温かいものばかりではありません。行政の支援策が十分に行き届くことを求めるものですが、母子家庭への支援推進の実績をお示しください。

次に、住みやすい公営住宅を求めてお聞きいたします。

生活保護基準額が改定されたことによって、住宅料の減免割合が変わり、今まで受けていた減免が受けられなくなったり、減免割合が下がったりした人は何人いるのでしょうか。こうなったことの原因を少し詳しくお知らせください。

減免対象者に対しては、住宅料の納付期限前に事の次第をよく説明し、周知するべきです。そうでないと、なぜ今までよりも住宅料が高くなったのかわからず、行政への不満だけが残ることになります。

また、高齢になると、減免申請の手続を忘れて、よく理解できなかつたりする人も出てくるでしょう。市民が不利益にならないように配慮すべきだと考えますが、今後の対応策をお聞かせください。

公営住宅に入居している人から、ガスや灯油の納入業者を選択できないのはおかしいという声が出ています。価格が値上げされても安い業者へ移ることができないと言いますが、団地ごとにあるいは住宅ごとに特定の指定業者が決められているのでしょうか。どのような取り決め

になっているのか、その仕組みをお聞かせください。

市営住宅においてのペットの飼育は禁止されていますが、ペットをめぐって職員と入居者とのトラブルがあると聞いています。このごろはペットはいやしの動物として必要とされてきており、特にひとり暮らしのお年寄りなどには孤独を慰めてくれるペットはなくてはならないものようです。

そこで提案ですが、公営住宅の一部の棟に限ってペット飼育ができるようにするなど、ペット飼育解禁に向けて何らかの方策を考えてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

次に、市立病院の問題についてお聞きいたします。

さきに市長から行政報告がなされましたが、その中で市立病院の現状も報告されました。17年度は入院も外来も患者が減少し、収益も減っています。一方、使った費用は、医療機器や薬剤の購入などで前年より増加しています。そして、17年度末の不良債務が累積3億2,825万円ということです。そして、18年度は国の医療制度の改定により患者の受診抑制や診療報酬の引き下げなどが影響して、一層厳しい決算が推測されます。

前回の予算委員会での総括質疑において、「医療制度の改定で療養病床が削減されることとなり、市立病院も対象になるのでは」とお聞きしましたが、「市立病院の場合はその診療内容からして削減対象にはないだろう」との御答弁でした。療養病床の存続を願うものですが、今度の医療改定では、比較的軽度な医療区分1の患者は報酬が極端に低くなる仕組みになっています。病床の充足率及び診療報酬の面から、療養病床の採算性をどのように分析されているのかお聞かせください。

また、4月からの診療報酬改定で、医師不足にはペナルティが課せられ、入院基本料が減額されます。例えば、必要医師数に対して充足率が70%以下ですと、入院基本料の1割減額、50%以下ですと1.5割の減額となります。医師不足に悩む市立病院ですが、このことの影響についてお聞かせください。

固定医がない、日替わりメニューのような医師の配置、しかも間引き診療、医師の過重労働、うんざりするような待ち時間の長さ、市民の病院離れ、あるいは病院への不安や不満等々問題は山積していますが、市立病院は、地域医療の核として市民の健康や命を守る病院としてなくてはならない存在だと考えます。その考え方に立って、病院経営の新たな方向、問題解決策を真剣に検討し、実現するべきだと考えますが、どのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

今国会で成立した医療制度の改革法案は、社会保障を切り捨て、病院経営を圧迫し、国民の命や健康に背を向けた改悪にほかならないと考えます。1つには、70歳から74歳までの患者負担が1割から2割に引き上げられます。1人当たり年間2万円もの負担増になります。2つには、75歳以上のすべての高齢者から月6,200円程度の保険料を徴収し、滞納者から保険証を取り上げることまで法律で定められています。また、70歳以上の長期入院患者の食費や光熱費も自

己負担となります。3つには、療養病床を6年間で23万床、およそ6割を削減します。今年7月からの診療報酬改定で、療養病床の入院患者の半数を医療の必要性が低いという理由で点数を大幅に引き下げ、患者を病院から追い出そうとしています。4つには、保険のきく診療と保険のきかない診療を併用する混合診療の導入です。これは、アメリカの保険会社や医療業界が日本の医療に参入してもうけたいという強い要求があるからです。5つには、現在は市町村の責任で健康診断や保健指導を行っていますが、これを健康保険組合などそれぞれの医療保険運営者が行うことを義務づけています。

今国会で成立した医療制度改革案は、保険証1枚あれば、だれでもどこでも病気を見てもらえるという、世界に誇るべき日本の医療制度を根底から崩し、国民を金の切れ目が命の切れ目に追いやる非情な改革であり、到底認められるものではありません。これを賛成多数で成立させた自民・公明両党の責任は非常に大きく、国民の願いに背を向けたものと考えます。医療制度改革法についてのお考えをお聞かせください。

最後に、高齢者の自立支援策についてお聞きいたします。

2000年4月にスタートした介護保険制度は、サービスを利用する高齢者が増えましたが、少ない年金の中で保険料や利用料の負担が重い、限度額が決められているので、必要なサービスが利用できない、あるいは施設に入りたいけれども、施設がいっぱいで入れないなど、さまざまな問題点・改善点が明らかになりました。しかし、厚生労働省は、このままでは介護保険制度が破綻するとして、制度の全面的な見直しを進め、既に今年4月から改定された制度が動き出しているところです。

この改定された新しい制度は、できるだけ介護状態にならないための介護予防を重視すること、あるいは地域での支援体制やサービス提供体制をつくるなどの前進面もありますが、今までの問題点が置き去りにされただけでなく、一層深刻な問題をはらんだものとなっています。

例えば、低度の要介護者を介護給付から外す、施設入所者に対してホテルコスト、居住費、食費を徴収する、また介護保険料の引き上げあるいはサービス事業所や施設に対しては厳しい基準と低い介護報酬の押しつけなど、大きな問題があります。憲法25条で保障されている国民の生存権、それを国は責任を持って保障していかなければなりません。その責任を放棄してお年寄りに自助努力や自己責任を要求し、サービス利用の抑制を進めることで国の財政負担を少なくするというのが、今回の介護保険制度改定のねらいであることは明らかです。

私は、特に福祉や医療、介護などに携わる職員の皆さんにお願いしたいのです。国の言い分をうのみにするのではなく、いつでも市民の立場、弱い者の立場に立って仕事をしていただきたいと願うものです。

さて、制度が変わって新しく地域支援事業というものが行われることになっています。介護認定において非該当、すなわち自立と判定された人あるいは地域のすべての高齢者を対象に介護予防のためのさまざまなサービスが提供されることになっています。4月からまだ2カ月がたっていないんですが、これまでにどのようなサービスが利用されているのでしょうか。また、こ

れからはどのようなサービスを提供する計画なのでしょうか。お知らせください。

この地域支援事業、新しいサービスですが、民生委員や保健師などと連携して地域の実態を把握するとしていますが、具体的な取り組み方をお聞かせください。

少子・高齢化社会が進むこれからは、高齢者や障害者の健康や生活を守るために、保健、医療、介護、福祉などの分野に加えて、消費生活、消防、町内会組織などとの連携が必要であり、特に身近な地域住民の助け合いのネットワークは不可欠だと考えます。土別市地域福祉計画でもそのことを施策に掲げております。地域での助け合いのネットワークづくりは、福祉のまちづくりのかなめであり、地域住民の親切や善意に頼るだけでは難しく、行政や福祉団体などの職員やボランティアの努力だけでも限界があると考えます。

今の土別は、こういった人々を機能的、効率的かつ意欲的に働いてもらう組織的体系がつかわれていないのではないかと考えます。これらの中心となるのは、人々に気持ちよく動いてもらえるようにコーディネートする機関であり、その役割を担うのは行政ではないかと考えます。最後にお聞きいたしますが、こういった地域での助け合い、支え合いのネットワークづくりに本気で取り組もうとしているのでしょうか。個人情報保護などを理由に、隣人の職業も知らないといったことが普通になっている昨今ですが、土別市地域福祉計画の実現に期待を寄せている者として、計画実現に向け、どのような取り組みを進めようとしているのか、あるいは現在進めているのかをお聞きして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 小池議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私から市立病院について御答弁を申し上げまして、教育、子育て、高齢者の自立支援、住みやすい公営住宅及び教育基本法の改正につきましては、各担当部長並びに教育委員会から答弁をしていただきます。

最初に、療養病棟に係る採算性のお尋ねがございました。

今回の医療制度改革に伴う療養病床のあり方につきましては、医療の必要度の高い患者を受け入れ、療養の必要が低いと思われる患者につきましては、在宅を初め、老人保健施設等で受け入れるよう再編成しようとしていることは、さきの議会でも答弁をいたしましたところであります。

このようなことで、4月には療養報酬の改定が行われ、患者の特性に応じた医療区分とADL（日常生活動作）区分の状況に基づく患者分類が導入されたところであり、慢性期入院医療の評価は、医療の必要が高い患者に係るものを引き上げる一方、医療の必要が低い患者に係るものは引き下げることにより、来月より実施されるものであります。

市立病院の療養病棟は、自分のことを自分でできるようになるという所期の目標を掲げて、平成15年に開設以来、慢性期疾患等の患者で病状が安定している方を受け入れてきたところでありまして、5月末では18名の患者が療養病棟に入院をしております。

お話のありました療養病棟の診療報酬は、今回の改定により、入院基本料が医療区分で3区

分、A D L区分で4区分に分類され、その組み合わせにより5段階の点数となったところでありますが、現在の入院患者の疾患状態を照らし合わせますと、医療区分1で最も低い基本料となり、収益としては大きく影響受けることとなります。

これらに関する対策といたしましては、現状の診療体制で病床利用率を上げるとともに、入院基本料の高い医療区分に該当する患者を入棟させることにより、診療報酬についても増額となることから、病院内においても十分な検討を行い、入院収益の向上を図ってまいりたいと考えています。

次に、診療報酬の改定に関連し、医師不足の病院では、入院基本料が減額されるのではないかとのお尋ねであります。

今回の診療報酬改定では、医療費の効率化を図る余地があると思われる領域で、医療法上の人員配置を下回る場合の取り扱いが見直しされ、医師配置基準の7割以下となった病院につきましては、入院基本料が1割減額されることとなったところであります。

そこで、市立病院の医師の配置基準について、平成18年5月の患者動向をもとに算定した結果であります。必要医師数は30.46人で、実際の勤務医師数は、出張医も含めて23.03人であり、その充足率は75.6%となっておりますので、一応の配置基準は満たしているところであります。

次に、市立病院の今後の方向性についてお尋ねがございました。

市立病院の経営につきましては、行政報告でも申し上げましたように、平成17年度末で多くの不良債務が発生するなど大変厳しい経営状況となっております。

しかしながら、市立病院はこの地方の基幹病院としての役割を担っておりますことから、固定医師確保の問題はもとより、不良債務の解消に向けた取り組みを早急に行っていかなければならないと考えております。特に、医師の確保の問題につきましては、最重要課題でもありますことから、引き続き北海道や北海道大学、旭川医科大学の医育大学、また土別にゆかりのある株式会社イジカン等に対し、医師派遣の要請活動を行っておりますが、インターネットのサイト上にも医師募集広告の登載や複数の医師紹介業者にも登録を行っているところであります。

また、不良債務の解消に向けた取り組みは、病院といたしましても大きな課題となっておりますことから、現在の置かれている厳しい経営状況についての認識を職員に持ってもらうとともに、10月をめどに市立病院において経営健全化のための計画を取りまとめたいと考えております。

その中で、診療報酬改定に見合った評価基準の取得、各病棟の病床数やそれに係る人員等についての検討、院内における医薬材料等を効率的に管理するシステムの導入の検討、委託業務等に係る経費の見直し等を実施するほか、北海道地方センター病院でもある名寄市立総合病院との連携を進めて、医師の派遣や機能分担、医療機器の集約化等についても検討していかねばならないと考えております。

最後に、今国会で成立をいたしました医療制度改革全般にわたって市長の考え方をとのこと

であります。

先週、成立をいたしました医療制度改革については、基本的には少子・高齢化などにより高齢者医療費が急激に増加している中で、現行制度では将来的に現役世代の負担が限界に達することから、医療制度全般についての見直しがなされたものと考えています。

しかし、議員御指摘のように、診療報酬の引き下げによって病院経営は厳しさを増しておりますし、現役並みの所得がある方が中心とはいえながらも、高齢者の医療費負担が増加することから、高齢者世帯が多い本市でありますだけに、その影響を危惧しているところであります。

また、療養病床の全体的な削減につきましては、社会的入院という実態はあるにしても、介護体制の充実など、削減後の受け皿が必ずしも明確でないわけでありまして、このように、今回の制度改正には大きな課題や問題点を含んでいることも事実であると考えておりますが、私といたしましても、市長会などを通じて国の責任ある対策を要請してきたところでありますし、今後も引き続き要請をしてまいらなければならないと考えています。

このような情勢の中ではありますが、市といたしましても、生活習慣病対策や介護保険制度の充実など可能な限りに施策を行いながら、市民の皆さんが健康で安心して暮らしていけるまちづくりを更に進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君）（登壇） 私から、子育てにかかわる母子家庭支援策について及び高齢者の自立支援策についてお答えをいたします。

初めに、保育園などへの優先入園についてでございます。

入所要件などを満たした上で、1つの保育園に対し入所希望者が定員を上回るような場合は、本市保育所条例施行規則に定める選考基準により入所児童を選考するものとしており、その基準では、就労時間など家庭の状況を10点から3点まで点数化をしたものでありますが、この中において、母子・父子世帯などは特殊事情として30点を加算することとしています。現在は、市立認可保育所のすべてにおいて定員を下回っており、待機児童がいない状況であることから、基準に当てはまる選考はございませんが、特に母子家庭は子育てと生計を1人で担わなければならないことから、子供の養育や生活、就業などでさまざまな問題や困難に直面しております。

更に、就労により自立するためには、安心して子育てと仕事が両立できるような支援が必要となることから、日常の入所相談では、就労状況や求職状況などを総合的に勘案しながら入園の取り扱いを進めているところであります。

また、児童館の学童保育の入所についても就労等の条件が満たされていれば、同じように取り扱いしているところであります。

次に、市営住宅への優先入居についてであります。本市が管理する市営住宅のうち、母子及び各世帯専用住宅としてあけぼの団地に8戸、西栄団地に4戸の合計12戸がございます。これらの住宅につきましては、一般の市営住宅と同様に、入居者の方が退去され空き家となった

場合に、その都度公募により次の入居者を決定しておりますが、その条件として母子または寡婦の方に限定しての募集を行い、応募者が2人以上となった場合につきましては、抽せんにより入居者を決定しているところであります。

また、市営住宅への入居申込者が20歳未満の子を扶養している母子家庭の場合につきましては、抽せん倍率を一般申込者の2倍とする優遇措置を講じているところであります。

次に、母子自立支援への相談の実態においては、相談内容の主な理由を4つに分類し、件数をまとめておりますが、それによる子育て生活支援に関しては、平成15年度54件、16年度59件、17年度62件、18年度5月末までで11件、就業支援については、平成15年度2件、16年度5件、17年度10件、18年度5月末までで2件、養育費の確保については、平成15年度1件、16年度1件、17年度3件、18年度5月末までで1件、経済的支援については、平成15年度78件、16年度94件、17年度126件、18年度5月末までで42件となっており、相談件数の合計では、この3年間で前年比約2割の増加となっておりますが、とりわけ経済的支援の件数は著しい伸びを示しています。

次に、土別市次世代育成支援行動計画での支援推進実績についてであります。本行動計画の中において、母子家庭等の自立支援の推進策といたしまして、相談活動などの自立支援や子育て支援、生活支援の充実、また経済的支援の充実や団体の支援など4点を具体的施策として掲げているところであります。

中でも経済的支援については、児童扶養手当が平成17年度の実績で、受給者が166人、支給総額が8,356万2,490円であり、本市独自の制度としての母子家庭等児童入学支度資金支給について、本年度入学分は13人で39万円となっており、同じく独自制度の土別市災害遺児年金受給対象者が1人で、年間4万円、旧朝日町が対象となる土別市遺児手当支給対象者が5人で年間18万円となっております。

また、母子・寡婦福祉資金貸付金として、平成15年度の就学支度資金は4件で124万5,000円、就学資金が15件で676万8,000円、16年度の就学支度資金は3件で28万円、就学資金が16件で776万4,000円、17年度の就学支度資金は2件で32万1,000円、就学資金が15件で742万8,000円、18年度の就学資金は13件で736万8,000円となっております。

このほか、土別市水道料金等軽減に関する規定により、母子世帯で市民税非課税または均等割のみ課税世帯に対して軽減を行った世帯数は、平成15年度で57世帯、16年度で52世帯、17年度は55世帯となっております。

今後におきましても、母子家庭の充実に向け、できる限りの支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、高齢者の自立支援策についてお尋ねですが、介護保険認定において非該当と判定された方が利用できる自立者支援サービスについては、新たに加わるサービスはありませんが、自立者支援3本柱の一つとして提供しております生きがいデイサービスにつきましては、利用者数が近年増加しておりますことから、利用日を今まで週4日間であったものを1日増や

して5日間として対応しているところであります。

また、そのサービス内容につきましては、両者を要支援または要介護状態に陥るおそれのある特定高齢者とそのおそれのない一般高齢者とに区分し、特定高齢者と判断された方につきましては、具体的な介護予防の目標とこれからの取り組みについて介護予防ケアプランを作成した中で、今までの生きがいデイサービスのカリキュラムにストレッチや筋肉トレーニングなどを取り入れた運動機能の機能向上、栄養相談や栄養教育などの栄養改善、歯みがきや嚥下機能の訓練などの口腔機能の向上、更にはうつや認知症予防につながる閉じこもりの防止などの予防施策を加えて提供するものであります。

また、従前から通所して一般高齢者として判定された方及び特定高齢者から改善され一般高齢者として判断された方には、一定期間、従来の生きがいデイサービスを提供した後、地域の中のサークル等に参加していただき、現状の身体状況の維持に努めていただくものであり、地域支援事業として引き続き実施いたしているところであります。

次に、自立支援ホームヘルプサービスにつきましては、利用者の家事などの生活行為については、見守りや助言を中心とした援助にとどめ、自立した生活が営まれるよう意欲の向上を促し、どうしてもできないことについてだけ援助を行うなど、今回の介護保険法の改正により要支援と判定された方を対象として行う新予防給付との整合を図りながら、高齢者福祉事業として引き続き実施いたすものであります。

更に、生活支援ショートステイにつきましては、同居の家族が突発的な理由等により不在となり、1人での生活に支障がある方に対し、今までどおり年間42日間、1カ月の利用限度は7日間としてショートステイを高齢者福祉事業として引き続き実施いたすものであります。

次に、地域支援事業における実態の把握についてのお尋ねであります。地域支援事業における特定高齢者施策の対象者は、要支援・要介護状態に陥るおそれのある方々であります。その対象者は、すなわち特定高齢者は、地域の中で潜在している場合が多いため、さまざまなルートを通じて把握する必要がありますことから、対象者の把握は本人・家族からの直接相談、地域住民、地域の民間組織や団体から、更には行政関連の窓口や事業活動家からの情報提供などさまざまな関係機関から多様なルートを経由して把握をいたします。

また、対象者の実態把握を有効に行うためには、地域包括支援センターを中心として保健・医療・福祉の関係機関や民間の諸団体とさまざまな地域の関係機関とネットワークを構築いたしております。

具体的な実態把握の方法としましては、1つには、対象者となる本人や家族から早期に相談をしてもらうために、総合相談窓口である地域包括支援センターや在宅介護支援センターを積極的に紹介し、介護予防の必要性と予防を要する対象者の実態が理解できるよう説明し、利用できるサービスについて情報の提供を行っております。

2つには、民生委員や保健推進委員など行政とかかわる住民及び自治会、老人クラブや社会福祉協議会などによる小地域福祉活動ネットワークとの情報交換や学習会の開催を支援し、情

報の提供を依頼しております。

3つには、郵便局、配食サービス事業者などの地域の民間組織や団体等からの情報提供や紹介を依頼しております。

4つには、市が実施する介護予防健診や保健師による家庭訪問、健康相談、健康教育等の事業、介護保険非該当者の情報把握、介護教室など市が主催するイベントでの把握、更には市の関連部局である消防署、そして警察署、交通機関等からの情報等により把握するものであります。

以上のように、さまざまな形で把握する地域住民の実態やニーズを実務担当者などによる連絡会議や地域ケア会議等に報告し、対象者はもちろんのこと、地域全体の高齢者の自立支援施策に反映していくよう事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域福祉計画にかかわってお尋ねがございました。

本市では、平成17年3月に、地域福祉を推進するため、保健福祉分野における各個別計画との整合性を図りながら、今後、本市が目標とする地域像を実現するために、地域福祉を推進させる基本的方向性を示し、各分野に共通する課題や施策について地域福祉計画を策定したところであります。

地域福祉とは、自分たちの住んでいる地域で何らかの支援を必要とする高齢者や障害者などが、その地域で自立した生活ができるよう、ともに支え合い助け合う活動であります。小池議員お話のとおり、高齢者の健康や生活を守るためには、各機関の連携が必要であり、地域での助け合いのネットワークは不可欠であると認識をいたしております。現在、地域で支援を必要とする高齢者や障害者などに対しては要請はもちろんでありますが、自治会、民生委員、児童委員及び社会福祉協議会や福祉施設などとともに連携を図りながら、支援の手を差し伸べているところであります。

そこで、行政としての取り組みであります。地域福祉を推進していくためには、ボランティアに貢献していただくことも必要でありまして、地域福祉の拠点であります社会福祉協議会にボランティアの育成事業を委託して、地域福祉の理解と啓発、普及を図るため、地域福祉活動の進める集いを初め、地域の将来を担う小中高生、更には女性、青年などを対象としたボランティアスクールを開催し、ボランティアの育成と底辺の拡大に取り組んでいるところであります。

また、民生委員、児童委員を中心に小グループを結成し、ひとり暮らしの高齢者、母子家庭や障害者などへの訪問活動による安否確認も行っておりますが、これらにつきましても、同じ地域の中で援助が必要な方々の生活を守り、支え合っていく隣人同士の支え合う事業活動でありまして、これらの事業を契機として地域の輪が更に広がることを期待しているところであります。

更に、地域の自治会によっては、高齢者・障害者世帯であり、自分では除排雪もできない人に対して早朝にグループを組んで除排雪をしたり、掃除のできない人には掃除をしてあげたり、

地域でネットワークを組んで活動を行っている人もいるなど、徐々にではありますが地域福祉の活動の輪も広がりつつあります。

現在、市内には、保健福祉関係の専門機関や地域団体、更には住民の自発的団体など多くの社会資源が存在をしていますが、地域で暮らす高齢者等の日常生活を地域で支えていくためには、関係機関や団体などをネットワーク化し、連携・共同体制を確立することが必要であり、地域包括支援センターなどを核として地域ネットワークの更なる充実を図ってまいりたいと考えております。

今後におきましても、健康、医療、福祉などの連携は当然ではありますが、市民の皆さんの御協力いただきながら、地域福祉のなご一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 遠藤建設水道部長。

建設水道部長（遠藤恵男君）（登壇） 私から、住みやすい公営住宅にかかわっての御質問にお答えをいたします。

最初に、生活保護基準の改定に伴う住宅料の減免割合における影響についてであります。これまで減免申請を提出されました方々のうち、平成17年度、3割減免となっていた方で減免を受けられなくなった世帯が1件、同じく7割減免から3割減免に割合が下がった世帯が1件の合計2世帯でございます。4月から10月までの期間において影響が生じているところであります。

この要因につきましては、平成17年度の減免率・算定基準額には、70歳以上の高齢者に対して月額3,080円の老齢加算が生活保護基準額に算入されておりましたが、本年4月からはこの加算の廃止に伴い基準額が減額となり、その結果、減免割合に影響が出たものでございます。

しかし、11月から3月につきましては、暖房料として冬期加算が基準額に加わりますので、この期間につきましては、それぞれ昨年と同様の減免率になるものと考えております。

そこで、対象者へ納付期限前に通知し、説明をするべきとの御提言がございましたが、このことにつきましては、昨年度改定いたしました市営住宅入居者のしおりにも減免制度の概要について記載し、改めて全戸配布をいたしましたところであり、更に年2回の納付書発送の際には納付するチラシによりまして、減免申請についての御案内をいたしているところでもあります。

また、次年度の家賃決定につきましては、毎年度、収入申告をしていただき算定をいたしております。通常前年12月にはその計算資料を添付した家賃決定通知書を文書により全入居者に送付いたしているところであります。

今後におきましては、同様の方法により通知するとともに、更に手続期限の具体的記載など高齢者にもよりわかりやすい表現に記載をいたしてまいりたいと考えております。

次に、ガスや灯油の供給業者についてのお尋ねがございました。

まず、ガスについてであります。公営住宅のガス設備は1棟ごとにガスボンベを設置する集中配管となっております。基本的にはそれぞれの棟において同一の供給業者が取り扱いを

しているところであります。このことは、初期設備費用の縮減や管理面及び安全性の確保などで個別方式に比較して有意性があるとの考え方から行っているところであります。

そこで、供給業者の選定についてであります。建設当初におきましては、それぞれ各棟ごとに入居者の方々が話し合いの上、供給先を決定したところであります。その後におきましては、空き住宅への入居ということになりますので、個人が希望する業者の選定は困難な状態となっております。

また、東山団地や現在建かえ事業を進めております北部団地につきましては、ガス事業法に基づく簡易ガス事業により供給いたしておきまして、許可を受けた供給業者以外は選定することは不可能でありますし、南西団地の3階建て2棟につきましては、1カ所のボンベ庫から集中配管となっておりますことから、供給業者が限定されているものであります。

これらにつきましては、一般のプロパンガス設備と比較し低価格での供給や安全性の確保が図られるなど、入居者の利便性向上に寄与しているものと考えているところでございます。

次に、灯油の供給についてであります。基本的には個別方式となっておりますことから、各入居者が希望する業者からの供給が可能となっているところであります。道営住宅サウスタウン青葉の3棟60戸と北部団地A棟及びB棟の2棟40戸につきましては、1棟ごとの集中配管となっておりますことから、それぞれ決められた業者からの供給となっているところであります。これらの団地につきましては、入居者によります管理組合が組織されておりますので、それぞれの管理組合において協議の結果、供給業者を決定しているところであります。

最後に、市営住宅のペット飼育解禁に向けた方策についてのお尋ねがありました。

ペットの問題につきましては、公営住宅では原則として水槽やかごなどで飼えない動物は禁止しているところであります。お話のとおり、ペットを飼うことでいやしの効果もあると言われておりますが、共同住宅の生活におきましては、必ずしもすべての入居者が動物を好まれるわけではないことなど、トラブルの原因となっているところでございます。

こうしたことから、入居者のしおりを初め、納付書送付時、収入申告、家賃決定などの文書送付の際には、すべての入居者に対してペット飼育禁止をパンフレットなどで周知いたしておきまして、飼育の事実が明らかになった場合については個別の対応をいたしておりますが、なかなか理解をいただけないケースもあり、市といたしましても非常に苦慮しているところであります。

ただいま小池議員から、公営住宅の一部をペット飼育可能な棟とするなどの方策を考えてはとの御提言もございましたが、例えば低層の長屋形式の住宅について、試験的にペット飼育を許可できないかの検討も開始はしているところでありますものの、何と申しましても、対象となりますすべての入居者から理解されるかどうか大きな問題となりますし、あるいは退去後に入居される方々が動物嫌いという場合もあるなど多くの問題点が考えられ、現時点では非常に困難な課題であると考えております。

このようなことから、当面はペット禁止の原則に基づき、今後も粘り強く対応していかなく

ればならないものと考えているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 昼食を含め、午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

（午前 1 時 5 分休憩）

（午後 1 時 3 分再開）

議長（岡田久俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 小池議員の教育委員会に関する御質問のうち、教育基本法改正についてと高校再編についての御質問には私からお答えし、学校の耐震調査につきましては教育部長から御答弁を申し上げます。

まず、教育基本法の改正につきましては、中央教育審議会が有識者や教育関係団体等からの意見を参考に、平成 15 年 3 月に新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興計画のあり方についての答申を出し、これをもとに政府案がまとめられ、本年 4 月国会に提出されたところでございます。

この改正案の提出に当たり、現行法の制定から半世紀以上がたち、その間、教育水準が向上し、生活が豊かになる一方で、都市化や少子・高齢化の進展などにより教育を取り巻く環境は大きく変化している。また、子供たちのモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下などが指摘され、若者の雇用問題なども深刻化しているととらえ、このような中で教育の根本にさかのぼった改革が求められるとし、将来に向かって新しい時代の教育の基本理念を明確に示し、国民の共通理解を図りながら、我が国の未来を切り開く教育の基本を確立していくために、教育基本法を改正するものとしております。

次に、この内容について触れさせていただきますが、第 1 章の教育の目的と理念では、第 1 条で教育の目的が明らかにされており、現行法上でも規定されている普遍的理念であります個人の尊厳、人格の完成に加え、平和で民主的な国家・社会の形成者としての必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成がうたわれております。

第 2 条では、教育の目標が定められ、5 つの目標が示されております。1 つは、幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操、道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと、2 つ目は、個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと、3 つ目は、正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと、4 つ目には、生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと、5 つ目として、伝統と

文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国の郷土を愛するとともに他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことと定められております。

第3条では生涯学習に関する規定が新設され、第4条では教育の機会均等について引き続き規定され、更に障害のある者が十分な教育が受けられるよう、教育上、必要な支援を講じることが新たに追加されたところでございます。

第2章の教育の実施に関する基本では、第5条以下で義務教育の就業年限について9年と定められていたところを、他の法律にゆだねることとするとともに、義務教育の目的・実施についての国と地方公共団体の責務等について、また学校教育は一定のカリキュラムに基づいて組織的、体系的に行われていること、児童・生徒が規律を重んじるとともに、学習意欲を高めることを重視することが新たに規定されたところでございます。

更に、家庭教育に関し、保護者が子供の教育について第一義的な責任を有するとともに、国や地方公共団体が家庭教育の支援や幼児教育の振興に努めることなどが新設されたところでございます。

また、学校、家庭、地域の連携協力に関し規定が新設され、それぞれが教育における役割と責任を自覚し、相互に連携協力に努めなければならないなどの規定がされているところでございます。

第3章の教育行政では、第16条以下におきまして、教育行政のあり方について不当な支配に服することなく法律の定めるところにより行わなければならないとされ、国・地方公共団体の役割分担や必要な財政措置について新たに規定が設けられたものであります。

また、教育振興基本計画に関する規定を新設し、国・地方公共団体が総合的、かつ計画的に教育施策を推進するための基本計画を定めることについて規定されているものでございます。

そこで、このような内容で政府が提出されました教育基本法案について、どのように考えているかとの御質問でございますが、さきにも述べましたとおり、教育界が抱えておりますさまざまな問題にかんがみ、15年に中央教育審議会からそのあり方について答申が出され、その後、3年間にわたり検討がなされ、改めて教育の基本を確立し、その振興を図るために、現行法の普遍的な理念を大切にしながらも、今日重要とされる理念等を明確にするためのこの法律案が作成をされたものと私も理解しているところでございます。

ただ、小池議員の御質問にございましたとおり、教育基本法の改正を危惧する意見や国民各層からさまざまな意見が出され、また国会でも政府案に対する対案も提出され、あわせて論議がなされたところでございます。

私といたしましても、教育基本法は教育の基本理念などについて定められておりまして、学校教育法、社会教育法などすべての教育法規の根幹をなす法律であり、今後の日本の教育の方向を定める重要な法案でありますので、国会で継続審議となりましたが、今後も国会におきまして十分に審議され、今、教育界がさまざまな課題を抱えているときでもありますので、その課題の解決ため、国民の合意形成が図られるよう願っております。その推移を見守ってまいり

たいと存じております。

なお、御質問の前段で、本市の小・中学校で使っている通知票には愛国心を評価するような項目がないことを期待しているが、その実態はどうかとの御質問でございました。

このことにかかわり、最近の報道におきまして、一部の県である小学校の通知票では、我が国の歴史・政治、国際社会に関心を持ち、意欲的に調べることを通じて国を愛する心情を持つ等の、いわゆる愛国心を評価している学校があると記事になっておりましたが、本市の小・中学校の通知票には国を愛する心情を持っているかどうかの表記はございませんし、またそのような内心を評価することも行っていないところでございます。

なお、政府は国会の審議の中でこのことにつきましては、ふるさとの歴史や昔から伝わる行事を調べたり、国・社会の発展に大きな役割を果たした先人・偉人や国際社会で活躍した日本人の業績などを調べ、理解を深めることによって我が国の歴史などに対する理解と愛情をはぐくみ、国・社会の発展に努力していこうとする態度を育てる指導を行うものであるとし、その評価の仕方につきましても、通知票の中で国を愛する心情を持っているかどうかなど内心を評価することはあってはならないと考え方を示し、今後あらゆる機会を通じ学校に徹底してまいりたいと答弁がなされているところでございます。

次に、高校再編についてのお尋ねでございます。

少子化が進む中、教育委員会といたしましても地元の伝統ある高校の統合・再編という大きな課題を抱え、将来の子供たちに少しでもよりよい学習環境を継続すべく、平成16年5月に学校関係者にPTA、同窓会、農業商工業関係者、行政、学識経験者を加えた土別市高校教育拡大検討委員会を設置し、協議検討を重ねてまいりましたが、平成17年2月に拡大検討委員会は、土別市内の高校の統合・再編が避けられないとするならば、再編もやむなし。再編に当たっては、両校の伝統や教育実績を重視し、普通科と商業に関する商学科を併設する。普職併合型が望ましいと答申がなされたところでございます。

その後の経過につきましては、これまでも議員協議会、議会答弁や代表者会議で御説明し、更には報道機関の御協力によりまして、逐次情報を提供していただいているところでございますが、実際に道教委から再編の具体的な内容について示されましたのは、平成17年11月末でありまして、新設校の設置時期、間口と学科及び使用校舎等が明らかにされたことを受け、12月22日、近隣市町村の中学校・高校の教員・PTA・保護者・同窓会及び一般市民が参加する中で道教委による説明会を開催いたしましたところでございます。

この内容につきましては新聞でも報道されたところでございますが、その後、市内の中学校及びPTAの意見を集約した中から、21年3月に土別高校が閉校となれば、20年度には最終学年の3年生のみが残ることになり、部活動の停滞や教員数の減少による学力低下への懸念もあり、後輩のいないまま卒業は避けられないのかとの意見が多く、再編計画の変更について要望が出されるなど、修正案を検討する一方、土別高校・土別商業高校両校長とも相談しながら、道教委と幾度となく協議を重ねてまいりました。

その結果、再編時期については延期ができなかったものの、中学校PTAや在校生保護者からの要望が強かった20年度に土別高校の3年生を新設校へ編入されることで、過去に全道の再編例にはない新たな再編の形を道教委が示し、その後、中学校PTA等に説明し、報告いたし、更に両高校においても、PTA、同窓会等に説明がなされ、御理解をいただいたところでございます。

次に、単位制高校総合学科についてのお尋ねでございますが、拡大検討委員会におきましても、単位制高校総合学科等についてさまざまな分野から検討いたし議論を重ねてまいりました。単位制高校は少人数での授業が多く、きめ細やかな学習指導ができ、3年間で卒業に必要な単位を習得するといった特徴がありますが、逆に単位がとれなかった場合、下の学年と同じ授業を受けたり、3年で卒業できる保障はなく、更に教員や時間講師の人数も多く必要となり、大都市であれば講師の確保も容易であるが、土別にはなじまないのではないかとこの意見が多数を占めたところでございます。

また、総合学科につきましても、将来の進路を考え、幅広い選択課目の中から自分の興味関心に基づき、進路希望に応じて課目を選択し、学ぶことができる特色がありますが、さまざまな高校が存在する都会とは異なり、その町に1校しかない子供たちにとっては総合学科という選択幅しかなくなり、また自分の興味や好きな課目だけ選択して履修させることが果たしてよいのか等の疑問の声が多数あり、総合学科についても土別にはなじまないとの考えに至ったところでございます。

こうしたことを受けまして、商業に関する商学科につきましても、学校関係者及び道教委と協議した結果、流通ビジネス、国際経済、簿記会計、経営情報の4つの分野を総合した総合ビジネス科が最も新設校にふさわしいとの考えに至ったところでございます。

例年でありまして、6月中に公立高校適正配置計画案の提示があり、その後、地域別検討協議会を経て8月には正式決定されていくものと考えておりますが、御案内のとおり、昨日の夕刊に19年度の公立高校適正配置計画案が報道されておまして、土別市内の高校再編については、普通科4間口、総合ビジネス科1間口の5間口で、新設校として19年度に開校する計画案が発表されたところでございます。

いずれにしましても、準備期間を考えますと、中学生に対しどのような高校になるのか、新しい高校像を早く示す必要がありますことから、既に道教委では、土別高校、土別商業高校に対し、両校の全教職員で組織する新設校設置拡大委員会の設置を指示し、開設に向けての準備を進めており、この委員会におきまして、校名を初め校章、校歌や制服、教育目標、教育課程等を協議し、決定していくことになるものと考えております。

更に、新設校設置拡大委員会では、5月中旬までに新しい校名を在校生及び中学生から公募をしたり、市の広報を活用して広く市民から公募を実施した結果、472通の応募があったと聞いておりますし、更に、市内の中学生及び保護者から制服に関するアンケートを実施するなどの準備を進めているところであります。

次に、間口に関するお尋ねでございますが、19年における上川北学区の募集定員880人に対して、中学卒業者は637人でおよそ243人の欠員が生じる状況であります。19年に開校を予定しております新設校には、1学年普通科4クラス、総合ビジネス科1クラスの5間口で、1クラス40名、定員200名で開設される計画であります。土別市内においての中卒者は199名であり、全員が、たとえ地元の高校に進学するとは限りませんが、東高校の定員を合わせますと、単純計算で41名の欠員が予想されるところでございます。

議員お話のとおり、このような状況の中で再編したといたしましても、5間口が今後とも継続されるといった保障はありませんが、今後とも欠員が大きく生じることになると、間口減になることも考えられますので、生徒の確保について新設校と連携を密にし、適切な対応を図っていきたいと考えております。

次に、使用校舎と増築計画についてでございますが、改築年度が土別高校が昭和51年で、土別商業高校が平成6年と商業高校校舎が比較的新しい上、旧通商産業省の補助金による商業教育に関する実験実習室が設置されている等があることで、商業高校を使用する方向で道教委が計画を進めております。

また、商業高校校舎は、もともと4学級でつくられた校舎であります。現在は2学級であるため、新設校開設時には収容できても、20年以降は特別教室等を有効に活用したとしても最低でも3教室が不足することが予想され、道教委といたしましては、19年度中に校舎の増築を計画しているところでございます。

また、生徒・教職員の増加に伴いまして、駐輪場・駐車場の増設も不可欠でございますから、両校校長と協議の上、本年3月に敷地の有効活用及び工事による生徒に対する安全確保など5項目について、市長名で要望書を道教委に提出した次第であります。

次に、18年2月に道教委が打ち出した平成20年以降の新しい高校教育に関する指針の素案においては、1学年3学級以下の高校は原則再編の対象となり、市町村への移管なども検討すると、内容が盛り込まれましたことによりまして、現在、近隣町村においては、ほとんどが1学級の高校であるために、適正配置計画を変更・撤回を求めるさまざまな活動が展開されているところでございます。

こうした高校教育を取り巻く情勢の中にあって、これからの中学生や在校生に新しい高校の全体像をいち早く示すことにより、希望と魅力を感じて入学してもらえるような取り組みが今まさに求められておりまして、教育委員会としても両校で構成する新設校設置拡大委員会と連携を深めるとともに、議員のご提案にありました30人学級の実現を含め、地方における高校教育のあり方と振興につつまして、他市町村とも協力し、教育長会議等を通じて道教委に対し積極的な働きかけをしていく所存でありますので、今後とも御理解を賜りたいと存じます。

以上私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君）（登壇） 私からは、学校耐震調査についてお答えをいたします。

まず、学校施設につきましては、子供たちにとって一日の大半を過ごす学習の場、生活の場であり、また地域の防災拠点としての役割を担っており、その耐震性の確保を図る観点から、昭和56年以前の旧耐震基準により建築された建物につきましては、耐震補強等の改修や改築等の必要な措置を講じていかなければならないと考えております。

このため、平成17年10月に土別市内業者の協力を得まして、土別南小学校及び土別西小学校の2校でコンクリート劣化調査などの耐震化優先度調査を実施したところであります。この調査は、耐震化の優先度が高いのが1で、低いのが5の5段階で、結果を表示することになっており、土別南小学校の校舎及び体育館は4ランクで、土別西小学校の校舎は4ランク、体育館が3ランクであるとの報告を受けております。

次に、昭和56年以前に建築された該当校は、土別南小学校、土別西小学校、中土別小学校、下土別小学校、武徳小学校、上土別小学校、多寄小学校、糸魚小学校、上土別中学校、朝日中学校の校舎及び体育館と、温根別小学校・土別中学校の体育館、温根別中学校の校舎の13校となっております。

このうち改築中であります土別中学校体育館及び改築予定の糸魚小学校を除き11校につきましては、今後必要な対応をしていかなければならない状況であることから、耐震化優先度調査に必要なコンクリート強度試験を行うため、現在、国土交通省の補助事業実施に向け、北海道教育委員会に対して実施調書を提出しているところでございます。

また、この強度試験と並行いたしまして、既に昨年終了しております土別南小学校及び土別西小学校を除いた9校で耐震化優先度調査を進めていく予定であります。その後、この調査結果に基づき、耐震補強等の改修や改築について、各学校の施設整備を具体的に検討し、学校施設の安全性が保たれ、教育活動が円滑に展開できるよう取り組みを進めてまいりたいと存じます。

以上をもちまして答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 小池浩美議員。

7番（小池浩美君）（登壇） 市立病院の療養病床についてと公営住宅について再質問いたします。

初めに、市立病院の療養病床についてですが、療養病床の診療報酬が引き下げられたと。それにかかわっての御答弁の中で、医療区分2及び3、いわゆる症状が重い人、そういう人たちを積極的に受け入れることで収益を上げていきたいという御答弁がありました。今までは市立病院は、基本的に比較的回復が早いと思われる医療区分1の患者を受け入れてきております。それで、区分2・3の患者を受け入れるということになれば、この比較的軽い区分1の人たちが入院できなくなるのではないかとということをお心配するものです。そのことについて心配はないのかどうか、はみ出す人がいないのかどうかお答えいただきたいと思っております。

それから、公営住宅についてですが、犬や猫を飼っている人の問題で、では現実にですね、犬や猫などを飼っている戸数ですね、何戸あるのか把握されているのか、数を教えていただき

たいと思います。

また、こういう人たちに対しての近隣の入居者からの苦情は少なくありません。それで、こういった犬や猫を飼うようになった方々というのは、どういう経過でそういうふうになったのか。担当者は、今はどちらかという黙認しているのではないかなというふうに考えますけれども、気がついたとき、どういう対応をされてきたのか、そしてこれから具体的にですね、どういふ対応をされていくのかを教えていただきたいと思います。

先ほどの私の提案は私なりにいい提案だと思っておりますが、それがだめなら、一体今後、この犬、猫、ペットを飼う問題、どういふように対処していくのか、具体的にお知らせいただきたいと思います。

以上です。（降壇）

議長（岡田久俊君） 藤森市立病院事務局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君）（登壇） 私から小池議員の再質問にお答えをいたします。

ただいま療養病棟における医療区分1の特に比較的病状が軽い患者に対する今後の対応ということで御質問がございましたけれども、先ほど大枠は御説明を申し上げましたけれども、現状の看護師、更には2階東の看護助手等の人数で対応できる患者というのはある程度限られておるわけで、現状の診療体制の中ですね、私ども今現在検討をしておるのは、療養病棟に入院中で基本料の最も安い、ただいま議員お話のありました医療区分1に該当する患者につきましてですね、療養病棟30床でありますけれども、半数、30のうちの15名程度を今までどおりやはりそういう療養病棟に入棟させる。そして、残りの15名の部分につきましてですね、入院基本料の高い医療区分に該当する患者を新たに療養病棟の判定基準の中でもちょっと変えまして、それを入棟させるというようなことですね、実は平成17年度おきましては、2階東の療養病床の利用率というのは73%とということで、リハビリの可能な患者というのは若干減ってきておりますものから、どうしても利用率が上がらないということもありますものから、今後、こういう患者を入れるということになりますと、当然、病床利用率も80になり90ということでアップをされます。更に、それが増収につながるということで、そういう対応をしていきたいというふうに考えております。

なお、5月末現在ですね、実は20名の入院患者がいるわけですが、このうちの今言いましたように、15名程度がですね、実は医療区分の1に該当する患者ということでありますので、大体こういう形の中で推移をしていくというふうに考えております。

なお、今後の方針につきましてですね、昨日開催されました療養病棟運営委員会においてもですね、その方向性につきましてきちんと院長も含めた中で確認をしたところでありまして、7月1日からこの制度が新たに入ってくるわけですが、すぐというわけにはいきませんが、順次そういう形の中で進めていきたいというふうに考えています。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 遠藤建設水道部長。

建設水道部長（遠藤恵男君）（登壇） 小池議員の再質問にお答えいたします。

まず、ペットの関係ですけれども、市営住宅で現在ペットを飼っているのは何戸かというお話ですけれども、はっきり言って私どもで把握していないというような状況でして、中にはペット飼っていて、家賃や何か取りに行ったとき、ペットが禁止されているのがわかっているものですから、そういう時期になったらですね、別なところへ隠すとか入れたりですね。

やはり何かあったときに行ったときにですね、何か自動車の中に犬がいたりとか、そんなこともあったり、そんな状況もあるものですから、いろんなペットおりますけれども、犬、猫、あと、先ほど言いました水槽だとかかごで飼えないもの以外ペットという位置づけをしておりますけれども、それらについて把握していないのが現状であります。

これらに対して苦情がないのかということですが、地域の方々といいますか隣接者の方々が、苦情が数、結構あるんですけれども、それらについてはですね、やはりそういうものについて飼っている人にですね、理解をいただくようお願いをしたりですね、時にはいろんな粘り強くやっているんですけれども、なかなか理解をしていただけないのが現状でして、先ほど申し上げましたように、大変苦慮しているというような状況であります。

この経過についてはですね、我々その経過を知っていれば途中でやめさせるんですけれども、よくわからないうちに飼っているというか、気がついたら、そういう苦情が来ていたら飼っていたというようなことですね、経過についてもよく調べていないというのが現状でございます。

対応については、それぞれその都度対応しておりますし、文書でもそういうものはだめですよというようなことをやっておりますし、先ほど言いましたけれども、入居のしおりですとか納付書、それから家賃の決定なんかのときにですね、ペットの飼育は禁止ですよと、そういうようなことを徹底しております。お願いにも行ったりもしております。ですけれども、なかなか先ほど言いましたように、理解していただけない部分ありますし、時には裁判で退去いただくようなこともありますようなこともお話ししてですね、お願いをしているんですけれども、やはり一度入居したらなかなか、変な話ですけれども、犬、猫の小さいやつ飼っているからといって出て行けともなかなか言えないような裁判事例もないわけではないんですよ。それで、先ほどから何回も言いますけれども、苦慮しているのが現実ですね。

今後についてもですね、先ほどの答弁の繰り返しになるんですけれども、ペット禁止という基本的な考え方ですね、粘り強く理解をしてもらうように努力をしていきたいなど、そのように考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。（降壇）

議長（岡田久俊君） 5番 丹 正臣議員。

5番（丹 正臣君）（登壇） 私は、4月の選挙で皆さんと同じように多くの市民の皆さん方に御支持をいただいて市議会議員になることができました。その中で人生経験、まだ道半ばでは

ございますけれども、影響を受けた人、尊敬する人、多々あるわけでございます。その中の一人に田苅子士別市長もおられますので、きょうは田苅子市長に質問するわけでございますので、市長からの答弁ということで大いに期待をしておりますので、私2点についてお伺いいたしますので、よろしく御配慮、御答弁をお願いいたしたいと思います。

その一つは、経営所得安定対策にかかわる1市2町とJAとの取り組み・連携でございます。農業政策、来年度から次期対策として大きく変わろうとしております。皆さん方も御承知のとおり、品目的横断経営所得対策であります。御案内のこの件につきましては、行政としても農協としてもそれぞれの立場で組合説明会を数次にわたり行っておるのは御承知のとおりでございます。

今回、この対策は、俗に言う戦後農政の中での大改革と言われております。それは、農業者、つまり市町村が認めた認定農業者等法人が確実なる特定農業団体、更には経理等一元的に法人を目指す営農組織と示され、面積要件、更には所得要件を設定され、その条件をクリアしないと政策にのれないという、非常に厳しい条件下での政策であります。農協は御案内のとおり、平成16年に1市3町5農協が合併して広域農協北ひびき農協が設立され、本日に至っております。

この条件下では、市内の認定農業者は60%ちょっとを超えているぐらい。更には、北ひびき農協全体では、今のところ数字は若干の変化はあるかもしれませんが、177戸の組合員が支援対策の支援を受けられない。私も農業者の一人として、今後の私たちの営農が心配されるという大きな問題を抱えているのもこれ事実でございます。当然、農地の流動化、離農というように大きな問題となり、ひいては地域経済を支えている基幹産業である農業が弱体化するのではないだろうか、そんな心配すらしている次第でございます。

現状の農家経済、非常に国際化の中にあって、今、WTOだとかFTAだとかいろいろ言われているように、非常に厳しいものがございますし、国内の中にあっては需要と供給のアンバランスから先ほど言ったような政策が生まれてくるわけでございますけれども、価格の低迷、更には国内外の競争が余儀なくされておまして、担い手があすへの農業に意欲を持てるような制度ではない、現状ではないということが、営農を今後ますます複雑化していくような要因になっているのは事実でございますし、また、御承知のとおり、この低経済成長の中で農家個々の持っている土地、いわゆる資産評価も毎年減少しているという傾向にあり、土地の流動化だとか負債対策が思うように進まないのも、これは事実でございます。

この品目横断的経営所得安定対策直接払いは、国の政策でありますから、市町村によって政策の違いがないと思いますけれども、北ひびき農協、今のところ2,000戸農家と言われているんですけれども、年々減っておりますから2,000戸を切っている農家、これはどこの町村であろうとも、農協にしてみれば組合員の公平性・平等性から見て、組合員に対する対応・対策、すべてが一致しないと農協としても組合員感情を逆なですということもございます。

そんなことで、市として1市2町に対する対策・対応をどう考えておられるのか。例えば負

債対策等で、今話されている課題がどうしても資産と負債との関係でバランスがとれなくて、支援対策を講じようとしたときに、大きな土別として1市2町に対する共通対策、それを組合員に対して同じ対策を講じることが想定することができないのか。このことについて、市として2町に対するアプローチ、いわゆる対策を講じることができないのか。やはりこれは喫緊の課題として、また私は農業をやっている間、私の終生の課題としてこの問題には取り組みたいと思いますので、明確は答弁を求めたいと思っております。

また、この厳しい現状を打破するために、農協を初めとする農業諸団体との連携を今まで以上に一層強化をすることが必要だと思いき、私たち地域でやれること、地域でやれないことは国・道にどのような対処方をしようとしているのか、このことについても賢明なる答弁をいただきたいと思っております。

それから、次に、2番目でございます。今、市公共事業における公共企業体、地元中小企業の受注率は一体どのような形になっているのかという質問であります。

日本経済は、穏やかではあるけれども、東京大都市圏、回復基調だと言われておりますけれども、北海道、とりわけ道北地方においてはその実感すらないのが事実でございます。市内経済界においても、今まではそれがすべてではないんですけれども、公共事業に依存するところが多かったと私は認識をしておりますし、市の財政も平成12年当時から見れば、交付金が20億円以上減額されている。それはとりもなおさず、すべての経済が弱体化していることではないだろうかと思っておりますし、これ以上の減少が続けば、市内にある中小企業、大変な状況になるのではないだろうか。農業においても中小企業においても心配ごとがあるというのは、これは事実でございますので、これらについて、市の考え方、今年度、土別の大型事業として継続事業も含めて、3つの大きな事業があるやに認識しております。それは、一つには、土別中学校体育館の改築であり、市営住宅の改築、更には糸魚小学校の改築等でありまして、そのほか道路改良だとか下水道工事、更には簡易水道統合工事などが順次発注を予定しております。

これらについてうまくいけば、この事業が終われば、土別での事業が全くなくなるやのそんな話も聞いておりますので、それらについての市内における事業についての見通し等々もお尋ねしたいと思っておりますし、当然、これらの事業を進めるに当たって、市内の中小企業を中心とした共同企業体等々で仕事が進むものだとは私は認識をしておりますし、理解をしているところでございます。

そこで、地元経済活性化を進めるに当たっても土別市は市民、更に商工会議所等々を含めて「ラブ土別、バイ土別運動」を今展開しております。これらにつきましては、ややもすれば、私農業サイドから見れば、土別でとれた農産物を土別の人に直還元していくということの思いが強かったんですけれども、一步踏みとどまって考えてみるならば、土別のすべての中小企業事業者に当てはまることだという認識から、多くの地元関係者が下請、孫請等々で参加できるようなことにできないのか、「ラブ土別、バイ土別運動」に、そういう形の中で寄与することができないのか、また共同企業体の関連企業の地元受注率を上げるような、地元の能力がある

んであれば限りなく地元の業者を使うという指導ができないのか。また、このことについて、私はできれば、過去3年間の実態は公共企業体の中での地元に対する受注率の数字を示していただきたいと思ひますし、また市役所内における「ラブ土別、パイ土別」の中で、備品だとか車両だとか衣服等々が細かであろうかと思ひますけれども、それらについての地元業者に対する関係はどうなっているのか。それらのことについてお尋ねをし、私の第1回目の2点についての質問を終わらせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。（降壇）議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 丹議員の御質問にお答えをいたします。

最初に私から、経営所得安定対策における1市2町とJAとの連携について御答弁を申し上げ、市公共事業における共同企業体の地元中小企業の受注率の実態につきましては、総務部長の方から御答弁を申し上げることにいたします。

さまざまな御質問がございました。よい答弁をと持ち上げられてもなかなか御期待にこたえられないような今の厳しい農業情勢にありますことを、私も実は残念に思っております。

北ひびき農協の副組合長というお立場にもあるわけでありますから、丹議員におかれましては、そのお立場で媒体となって今後御協力をいただければありがたい、むしろ私から前段にそのことを申し上げておきたいと思ひます。

初めに、平成19年度から実施されます経営所得安定対策に限って、1市2町と農協との連携、更には対策にかかわる今後の対応についてでございます。

この対応につきましては、長年農業者個々が年ごとに出来秋を迎えた生産実績が農業所得になるという考え方から大きく転換をし、過去の実績に基づき一定の所得保障がなされるという仕組みであり、助成対象農家は、ただいまお話のように認定農業者や集落営農など一定基準に基づく担い手に限定されるものであります。

また、この施策は、本市の基幹作物でもあります水稲や畑作4品の土地利用型作物を対象としておりますことから、本市の農業に与える影響もまた大きなものでありますだけに、助成の対象外なる農家はもとより、的確な対応を行うことが喫緊の課題となっております。

そこで、土別地域1市2町の広域農協である北ひびき農協の組合員に対する、この制度実施に向けた対応についてであります。

制度の対象となる認定農業者につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づいて、市町村でそれぞれ定められた基本構想によって認定する仕組みとなっております。このため、今回は1市2町と北ひびき農協が普及センターなど関係機関との協議調整を重ねる中で、構想における所得目標や労働時間、更には主な営農類型について比較検討しながら、最終的には土別地域として統一化した考えを持って定め、また認定手続についても画一化を図ったところであります。

また、交付金につきましては、農家台帳の経営面積や過去の生産量、反収などの実績など客観的な基礎データをもとにして、それぞれ算定案が示されますので、地域間による算出方法に

も差異はないものと考えております。

今後におきましても、北ひびき農協の組合員間に不公平感が生じないように、本市を窓口として1市2町の関係者全体で協議調整を図りながら、一戸でも多くの農家が制度の対象となりますよう努めてまいりますとともに、交付対象農家となることのできる作業受委託の仕組みや集落営農への取り組みなど制度運用の詳細が明らかになり次第、おくれることのないよう、各集落において対策会議を開くなど万全を期してまいりたいと考えています。

また、負債対策を例に挙げて1市2町の共通政策を創設してはとの御提言がございました。土別地域の農業の振興発展に向けた協議機関といたしましては、丹議員も御承知のとおり、1市2町と農協各機関支所、更には農業改良普及センターや共済組合で組織をしている土別地域農業振興連絡協議会がありますので、各年における営農技術対策を初め、担い手の育成や農村助成の活動支援等について、広域的な観点に立って実施をしているところであり、新たな政策課題につきましても、随時協議を重ねる中で対応してきたところであります。

1市2町では、その財政事情を初め、地域内の農家戸数や経営耕地面積などがそれぞれ異なっておりますことから、共通の政策を創設するとなれば、課題によっては困難性を伴うわけではありますが、前段申し上げてまいりました品目横断的経営所得安定対策のように、今回の農政改革や今後におけるWTO農業交渉の経過から、広域的な政策によって地域農業の均衡ある活性化が図られるものもありますことから、御提言の趣旨を十分踏まえながら協議会において検討いたしてまいりたいと存じます。

国内の景気は回復基調にある中で、その景気回復の波が道内にも波及してきているとはいうものの、当地方におきましては、全くその実感はなく、依然として低迷から抜け出せないという状況下におかれております。

このような中で、国が推し進める構造改革は、市民の日常生活はもとより本市の基幹産業であります農業にも大きな影響を及ぼすものであります。したがって、農業農村を取り巻く環境が大きな転換期にある今、本市の農業が国の画一的な政策の中で決して埋没することなく、将来に向けて希望が持てるものとなるように、本市の立場において言うべきことについては、今後においてもあらゆる機会を通して国や道に対し地方の声をしっかりと出してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から、市公共事業における共同企業体の地元中小企業の受注率の実態などについてお答えいたします。

初めに、共同企業体の下請に地元中小企業が参加できるよう指導できないかとお尋ねであります。

公共工事の発注に当たり、本市におきましては、指導という形ではありませんが、工事用縦覧書類の特記仕様書に「地元産品の優先的使用や下請の地元業者選定に配慮すること」を明記

し、下請業者を選定した場合は、下請負人選定通知書を市に提出していただくこととし、受注業者への協力要請を可能な限り行っているところであります。

次に、共同企業体にかかわる地元企業への受注率についてであります。平成15年度から17年度までの3カ年間の実績で申し上げますと、まず平成15年度では全体の入札件数162件に対して共同企業体が受注した事業が13件で、すべて地元企業の構成であり、下請工事のあるものはこの13件のうち9件、62工事となり、うち地元業者の受注率は約58%であり、16年度は全体の入札件数が140件、共同企業体が受注した事業が10件で、すべて地元企業の構成であり、下請工事のあるものは6件、59工事、うち地元業者の受注率は約45%となっております。17年度では全体の入札件数が130件、共同企業体が8件で、市外企業を含む企業体が1件、他の7件は地元企業で構成されており、下請工事のあるものは7件、28工事、うち地元業者の受注率は約42%であります。

全体としては、橋梁工事関係あるいは上下水道に関する特殊な製品、設備などの技術的な問題や工期の関係、更には使用資材等が地元調達できない場合など、やむを得ない場合を除いては、その多くが地元への下請発注や資材調達となっているところであります。

今後におきましても、従来どおり発注の際に地元活用を要請していくとともに、「ラブ土別、バイ土別運動」を進める上からも建設協会などを通じて更に要請してまいりたいと存じますし、共同企業体からの地元業者の下請受注率の開示につきましては、必要に応じて開示できるものと考えております。

次に、工事以外の備品、車両、被服、機材等の地元受注についてであります。例えば雪寒機械、じんかい車などの特殊車両や市内業者で取り扱っていない特殊な備品などを除いては、できる限り地元業者に発注をいたしております。ただ、本市の公共事業発注や一定額以上の備品購入の際は、原則5社以上の指名による競争入札を行っておりますが、特殊な事業で地元企業だけでは5社に満たない場合、競争性を発揮するため市外業者にも指名をいたしておるところであります。公共事業の地元発注は、市税収入のみならず、雇用の確保、資材の流通など市内経済に大きく寄与することから、地元企業で対応できない特殊なケース以外は、これまでも地元発注に努めてまいりましたし、国や北海道の事業についても地元企業の受注機会確保の要請をいたしてありまして、今後もこうした考え方に立って地元企業の受注機会の拡大に努めてまいりたいと存じます。

なお、先ほどの御質問の中で、今後の発注見通しについてでございますけれども、さきの行政報告で申し上げましたとおり、18年度の公共事業につきましては、31億7,500万円を予定しておりますので、これらにつきましては、既に発注を終えたものもありますけれども、随時計画的に発注いたしてまいりたいと思っております。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 2番 北口雄幸議員。

2番（北口雄幸君）（登壇） 第2回定例議会に当たり、一般通告書に基づき市立土別総合病院

の問題と障害者自立支援法について一般質問します。

まず、市立土別総合病院の問題についてですが、さきに質問をした小池議員と重複する部分もあるかもしれませんが、私の考えを申し上げます。

さきの田苅子市長の市立病院に関する行政報告では、医師不足等による患者減が17年度の実績で前年よりも入院で7,030人、外来で7,695人減少しており、6,800万円の減収で2億6,956万円の新たな不良債務が発生したとの報告がございました。

このようになった主な原因は、医師不足による患者減による減収によるものと思われませんが、このような医師の状態がこのまま推移し、今年4月から3.2%のマイナス改定となった医療費の影響などを総合的に判断し、今年度はどのように影響するのか、まずお聞きしたいと思えます。

そして、そのことに対する具体的対応策など、どのような方策をもって不良債務の解消に努めようとしているのかお伺いしたいと思います。

私は現在の医師不足の大きな原因は、平成16年度から導入された医師法に定める臨床研修制度の導入によるものと思われ、このことにより、各大学の医局で研修していた研修医が医局を離れ、より高度でより実践的な臨床実績があり、かつ待遇のよい都会の病院へと流れ、結局、各大学の医局では抱える医師が不足して、派遣していた地方の医師を引き揚げるようになったことは容易に想像できることです。今回の新研修医制度の導入により医師不足は地方の医療機関だけではどうにもならない問題も含んでおり、国レベルでの解決を模索しなければならない問題だと思えますし、全国市長会などの関係団体との連携を強化し、地方に医師が確保されるシステムづくりを国に要請していかなければならないと思えます。

これまで医局に頼って医師確保に努めてきましたが、一部の大学の医局だけをお願いしていたのでは医師の確保は困難になったのではないのでしょうか。これからの医師確保は、院長だけに任せるのではなく市長も一緒になって、大学だけではなく各方面に医師確保をお願いしていかなければならない状況になってきていると思えます。そのための努力をお願いしたいと思います。

一方で、みずから医師確保に対する努力が求められていると私は思います。それは、医学生に対し奨学資金を貸し付け、研修医を受け入れる体制をつくり、医学生や医師にとって魅力ある病院づくりを目指すことだと思えます。

北海道医療対策協議会では、北海道における医師の養成と確保に向け市町村が負担し合う奨学金の導入が検討されているようですが、この制度を導入したとしても、具体的な医師の派遣についてはなかなか困難が予想されることから、土別市が独自に医学生に対し、奨学資金を貸し付ける制度の創設を検討したらいかがでしょうか。

そして、問題があると言われる研修制度で研修を受け入れようとしている道内の市立病院は、札幌や旭川など大病院はもちろん、近くでは名寄や留萌など全道で17の市立病院が受け入れを表明しており、当院と同規模程度の病院では、市立芦別病院が1年目の研修医2人、2年目2

人の合計4名の研修医を受け入れている実績があります。

このことから、私は、当市立病院でも研修医の受け入れは十分可能と思われませんが、このことに対しどのようにお考えなのでしょうか。お伺いしたいと思います。

私は、これらの制度を導入し、医学生などに対し地道に訴え、医師確保に対して即効性はないかもしれませんが、着実に医師を確保する具体的方策を検討することが近道と思われませんが、いかがでしょうか。

そして、平成16年11月から士別で分娩ができない状態が続いており、出産を控える妊産婦にとって不安の日々が続いております。

そこで、昨年度における出産状況等やその対応についてお伺いしたいと思います。

やはり一番望ましいのは、一日でも早く地元士別で出産できる体制ができればよいのですが、今日的な産婦人科医の医師不足の状況では、そのことも困難が予想されます。今後、毎月の定期検診は市立士別総合病院で受診し、出産の際は名寄や旭川など本人が希望する病院に対し状態など情報をきちんと提供して、安心して出産できる体制を確立していただくことをお願いしていきたいと思います。

そして、医師の確保などの問題を初め、どこの病院でも経営は厳しいと思われませんが、地域住民の命と暮らしを守るため、信頼される病院づくりに努めてほしいと思います。

次に、障害者自立支援法についてお伺いいたします。

障害者自立支援法は、昨年10月31日、国会において成立し、今年4月から施行されましたが、この支援法が施行され、当市の当該障害者に対する施策が具体的にどのように変わったのか、もしくは変わるのかをまずお聞きしたいと思います。

また、この制度では、市町村が障害のある方々を総合的に支援する体制をつくり、さまざまな事業を行うとして、地域生活支援事業を行うこととされましたが、士別市では具体的にどのような事業をどの程度行おうとしているのかお示しいただきたいと思います。

障害者が利用するサービスを決定するには、障害者の心身の状態を調査し、障害者の程度区分を判定する作業があるとお聞きしております。具体的には、第1次判定で106項目の調査内容をコンピューターで判定し、第2次判定として医師の意見書に基づき市町村の審議会で最終判定を行うこととなっているようですが、厚生労働省の行った実験では、第2次判定で障害の程度区分が変わった人が全体で50.4%にも上り、介護保険と比べてもかなり精度の悪い結果となったとお聞きしております。

このことから、2次審査を行う市町村審査会の作業は、障害者にとってその受けるサービスを決定する大変重要な要素になってきますが、当市における審議会の構成において、障害者の地域生活を理解した方が委員にならなければ、正しい判定ができないと思いますがいかがでしょうか。

そして、障害程度区分の有効期限は3年となっているようですが、現在、施設に入所している障害者が仮に入所必要のない程度区分に判定された場合、5年間の経過措置がありますが、

その後も引き続き入所できる配慮を要請したいと思います。

更に、この制度の大きな問題の一つには、原則1割の利用者負担が義務化されたことだと思います。自立支援法では、同居者がいる場合は、世帯全員の収入を合算して自己負担が決まり、本人に収入がなくてもその世帯の市町村民税が課税の場合、1カ月の負担の上限額は3万7,200円となり、非課税世帯でも年収により2万4,600円または1万5,000円は負担しなければならないのです。障害者の中には障害者年金だけで生活している方が多く、新たな負担に対し、厳しい生活にもかかわらず更に厳しい生活を強いられることは明白でございます。

このような場合、これらの自己負担を支払うと生活が困難になり、生活保護世帯になる場合については、申請をすることによって負担額を減免できる制度があると思われまので、これらの情報をきちんと利用者に説明し、弾力的な運用をお願いしたいと思います。

また、地域生活支援事業に対する利用者の負担については、市町村独自に負担額を決めることができるようになっており、現行の小規模作業所や小規模授産施設では、本人負担を徴収していないことから、今後も利用者が継続したサービスを受けられるよう、引き続き負担を求めないように要請したいと思います。

最後に、障害福祉計画の策定についてですが、市町村は、今年度末までに地域の生活支援に力点を置いた具体的目標数値を定めた障害福祉計画を策定することになっております。これらの計画を策定するに当たっては、土別の障害者の実態に詳しい人たちをできるだけ参画させて策定することが望ましいと考えますが、計画策定の時期と策定委員の構成については、具体的にどのように想定されているのかをお教えいただきたいと思ひます。

また、具体的数値については、サービス必要量の見込み作業を行って決定すると思ひますが、今現在、どの程度の作業の進捗状況なのか、どの程度の数値目標を検討されているのかお示しいただきたいと思ひます。

このような計画を策定するに当たっては、担当者はもちろんワーキングチームを結成して取り組むと思ひますが、全庁的なプロジェクトチームを組織して、これらの計画の実行に当たり、自分の担当では何ができるのかをみんなで議論した計画が望ましいのではないのでしょうか。そのことをお伺ひしたいと思います。

最後になりますが、障害者自立支援法の真の意味での目的は、障害者が自立した日常生活と社会生活を営めるよう支援することであり、この目的を達成させるためには、自立訓練を充実させ、就業に対する支援を行い、継続した雇用が保障される必要があると思ひます。具体的には、行政みずから積極的に雇用したり、また事業主などに雇用をあっせんするなど働く場を確保し、障害者を雇用した事業主に対する援助などの情報をきちんと提供するなどして、1人でも多くの方が自立できる環境をつくることが求められています。文字どおり、この法律が障害者の自己選択と地域生活を支援する制度となるよう、弾力的な運用をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（降壇）

議長（岡田久俊君）　ここで午後3時まで休憩いたします。

(午後 2時40分休憩)

(午後 3時00分再開)

議長(岡田久俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

田苺子市長。

市長(田苺子 進君)(登壇) 北口議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から、市立土別総合病院について答弁を申し上げ、障害者自立支援法につきましては保健福祉部長から答弁をいたします。

最初に、市立病院の経営状況についてのお尋ねがございましたが、市立病院の平成17年度決算につきましては、産婦人科における分娩中止や昨年6月から眼科医が出張医体制となったこと、更には9月から消化器内科医師1名が出張医体制となったことで、患者数が大きく減少し、収益的収支の純損失は3億8,700万円となり、減少要因である減価償却費等を当て込んで約2億7,000万円の不良債務が発生したところであります。

このように市立病院の経営は大変厳しい状況にありますが、今年4月からは眼科、泌尿器科、耳鼻科が週2回から3回の診療体制となったことや、内科では常勤医が1名減員となったことから午前診療としたところであります。

この結果として、今年4月の患者数は、内科系患者については入院が4%の減、外来が11%の減となり、全体的にも入院で6%の減、外来で16%の減となっており、若干の患者が他の病院に転院していることから、収益につきましては減少するものと推測しております。

また、診療報酬の改定では、本年4月に本体で11.36%、薬価で1.8%の引き下げとなりましたが、この結果につきまして、今年4月の患者の状況を基礎として昨年の評価点数に置きかえますと、診療区分によっては増減するものもあり、合計ではほぼ昨年度同様の点数となったところであります。その影響額は今のところ少ないものと判断しています。

しかしながら、療養病棟の診療報酬の改定が7月より実施されることやリハビリにおいては、今後算定日数制限が行われることから、診療報酬全体では若干の減額があるものと推測しています。

そこで、先ほど申し上げました不良債務の解消策についてであります。さきに小池議員にもお答えをしておりますが、病院事業の経営健全化対策につきましては、土別市行財政改革大綱実施計画の中でも、平成18年度検討、19年度実施とすることで織り込まれたところでありますので、当面の対策といたしましては、現在の病院の置かれている状況を全職員に周知するとともに、全職員を対象とした改善事項の提案制度を実施し、業務改善に努めながら今後あらゆる方向で経営健全化に向けた取り組みを行い、不良債務の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、医師の確保にかかわって幾つかのお尋ねがございました。

公立病院における医師確保の問題につきましては、これまでも機会あるたびに議会の場でお答えをさせていただいてきた経過がありますが、医師の臨床研修が制度化されたことにより、医師の派遣先である医科大学では、研修医師が集まらないことに加え、大学の法人化に伴い医師を確保しなければならない状況となっており、地方病院に医師を派遣する余裕がなくなっている現状にあることは、北口議員からのお話があったとおりであります。

このような状況の中で、市立病院の医師を確保していくということは、非常に困難な課題でもありますが、私といたしましても機会あるたびに北海道や関係医育大学に要請活動を行っておりますし、定期的に開催されている自治体病院開設者協議会の席におきましても、各医育大学の関係者の皆さんに自治体の置かれている窮状を切実に訴えをさせていただいているところであります。

また、士別市にゆかりのある株式会社イジカンの先生方にも5月に医師確保の協力方を要請したところでありますし、更には独自の医師を確保するための方策として、新たに医師専門の転職求人情報サイトへ登録をしたほか、医師紹介業務を行っている業者への登録を行うなど、医師確保につきましては全力を挙げて院長とともに取り組んでいるところであります。

次に、独自に医学生に対して奨学金貸付制度を創設してはどうかというお尋ねがございました。

議員からお話のありましたように、北海道医療対策協議会では、地域医療を担う医師を増やしていくための方策として、大学だけの取り組みではなく、実際に医師派遣を受ける市町村が協力をして地域医療に強い意欲を持つ学生を支援・育成をしていくことが検討されております。

また、旭川医科大学におきましては、地域医療を担う医師を養成するために、道北及び道東地域出身者を対象とした地域枠を設けることを検討しており、この地域枠と連動して医師の派遣を受ける市町村が資金協力をすることで、在学時に就学資金を貸与して、卒業後には一定の期間大学が継続的全面的なバックアップをして、出身地域の病院に勤務する方法が検討されているところであります。

ただいま議員から市単独での奨学資金制度創設の提案がありましたが、医師の奨学資金制度については、現在、旭川医科大学が取り組みを検討していることから、当面はこの制度を検討することで各関係機関と協議を行ってまいりたいと存じます。

次に、臨床研修病院についてのお尋ねがございました。

平成16年度から医師の臨床研修が制度化されたことにより、道内においても平成18年度には、63カ所の臨床研修指定病院において302名の医師が臨床研修医として採用されている状況であります。上川管内におきましても、旭川医科大学病院を初め、旭川市立病院、名寄市立病院など6病院が研修指定病院となっており、このうち名寄市立総合病院には4名の医師が研修医として採用されております。ただいまお話がありましたように、市立芦別病院においても4名の医師が研修医として採用されております。

この研修指定病院となるためには、臨床研修病院としての申請を厚生労働省に提出し、指定を受ける必要があります。市立病院においても指定申請をすることは容易なことと考えてはおります。ただし、現在の市立病院におきまして研修医を受け入れるとなりますと、新たに指導する医師や医療技術職員を確保しなければならず、現在の医師不足の中で指導する医師を確保することは極めて困難な状況にありますし、仮に現在診療に当たっている先生方に研修医の指導をお願いするということになりますと、その先生方にかかる負担は相当重くなることが予想されますので、現状の中ではなかなか困難なことも多いわけでありです。

しかしながら、研修医が来る病院は診療の質が高いと言われておりますし、また医師確保の第一歩は研修医確保と言われてもおりますことから、市立病院といたしましても、将来にわたりましては研修指定病院としての指定を受けることも必要ではないかと考えております。

最後に、市立病院における産婦人科分娩医療の中止にかかわってお話がありました。

議員も御承知のとおり、平成16年11月より複数の医師確保が困難であるとのことから、市立病院での分娩取り扱いが中止となったところであります。その後の状況といたしましては、平成17年度におきましては、旧土別市で153名の方が出産されており、その内訳といたしましては、65%に当たる99名の方が名寄市で、また31%に当たる47名の方が旭川市で出産されている状況にあります。

このようなことから、市立病院といたしましても固定医が1名引き続き勤務をしておりますので、妊婦健診は通常どおり行い、その中で妊婦32週になりますと、本人の希望に沿った形の中で、紹介状とともに独自に策定している情報提供書を添付した上、他の病院へ紹介をしているところであり、出産体制の支援については万全を期しているところであります。

先ほどからいろいろと答弁を申し上げましたが、ここ数年医療を取り巻く状況は大きな変換期を迎えております。特に、この2年間は臨床研修の必須化、国立大学の独立法人化等が重なり、大学の医局も医師が不足となって、地方の公立病院は医師確保に本当に苦慮している状況が続いております。このことで地方の病院は診療が縮小される傾向にあり、都市部との格差が広がることが予想されております。

このような状況の中で市立病院も大変な時代を迎えておりますが、少子・高齢化社会を迎えまして、高齢者の割合がますます増加をする傾向の中で、地域住民の期待は大きくなることが予想されておりますことから、厳しい経営環境の中にはありますが、信頼される病院づくりのために、今後ともいろいろな困難がありますけれども、頑張っていかなければならないと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君）（登壇） 私から、障害者自立支援法についてお答えをいたします。

障害者自立支援法は、平成15年度から導入されました支援費制度の自己決定と自己選択及び利用者本位の理念を継承しつつ、障害者の地域における自立した生活を支援する体制をより強

固なものにするため、障害福祉サービスの一元化、施設事業体系の再編、利用者負担の見直し及び地域生活支援事業の創設など、新たな障害保健福祉体系を構築することなどを目的として、平成17年10月31日に制定されました。

そこで、この法律が施行されることによる障害者に対する影響ではありますが、現行サービスとの相違点といたしましては、支援費制度では対象外であった精神障害者を障害者自立支援制度の対象とし、身体・知的・精神障害者の制度格差を解消したこと、また障害種別ごとに分かれていた33種類の施設事業体系を6つに再編し、障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効果的に行われるようになったところであります。

また、障害者みずからも制度を支える一人として、福祉サービスなどの費用をみんなで支え合うという観点から、食費などの実費負担やサービスの利用料に応じた負担をしていただくことなどが相違点となっております。

次に、市町村での必須事業となります地域生活支援事業についてであります。1つには、障害福祉サービスの利用及び障害者全般にわたる相談、情報提供などを行う相談支援事業、2つには、障害者と聴覚者との方々の意思疎通を図るため、聴覚障害者等に手話通訳者を派遣するコミュニケーション支援事業、3つには、日常生活の便宜を図るため、重度障害者に対して日常生活用具を給付または貸与する日常生活用具給付事業、4つには、社会生活上、必要な外出及び余暇活動などの社会参加のため、外出の際の移動介護を行う移動支援事業、5つには、障害者などを通所させ、創作活動または生活活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行う地域活動支援センター事業となっております。

現在、地域活動支援センター事業以外につきましては、本市においても実施しており、今後におきましても継続して事業の実施をしてみたいと考えております。

また、地域活動支援センター事業につきましては、本年10月から新たに創設される事業でありまして、地域活動支援センターを各市町村で最低1カ所の設置が必要とされおります。市といたしましては、朝日地区にあります知的障害社の朝日地域共同作業所が、現在、道の運営補助を受けながら実施しておりますが、この事業が本年9月に廃止されますことから、10月からは新制度であります地域活動支援センターに移行して運営してみたいと考えております。

また、社会福祉法人士別愛成会からも地域活動支援センターの設置について要望がありますことから、今後、法人とも十分協議をしてみたいと考えております。

次に、障害程度区分の認定についてであります。北口議員お話のとおり、コンピューター処理による1次判定においては、障害程度は軽度の判定結果になるとお聞きしております。このことから、2次判定を行い、障害程度区分を決定する障害認定審査会の役割は非常に大切なものと考えております。

そこで、障害認定審査会委員の構成メンバーについてであります。障害者の実情に通じた者のうちから、障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査が行える者となっており、委員として予想されます職種は、医師、保健師、精神保健福祉士、社会

福祉士などが考えられます。

この審査会の設置につきましては、本定例市議会において、土別市、和寒町及び剣淵町の1市2町による共同設置について御提案申し上げ、先日議決をいただきましたので、今後は和寒町及び剣淵町とも十分協議をし、構成メンバーの選考を行ってまいりたいと考えております。

また、障害程度区分の有効期限につきましては、原則3年となっておりますが、審査会の判定により、現在の身体上、また精神上的の状況がどの程度継続するかとの観点から、障害の程度が変動しやすい状態にあると考えられる場合や、施設から在宅に移るなど置かれている環境が大きく変化する場合、及び審査会が特に必要と認める場合は、3カ月から3年の範囲内で有効期間を短縮することができることとなっております。

障害者自立支援法では、入所施設において、障害程度区分が軽度な判定となりますと、施設入所のサービスが受けられなくなるため、5年間の経過措置が設けられておりますが、入所者が継続して入所できるように配慮してほしいとのお話がありましたが、制度の見直しなどが示されなければ、本市といたしましても判断できないことを御理解いただきたいと思います。

次に、利用者負担についてであります。福祉サービスの利用料は原則1割負担となっております。負担が増え過ぎないように、1カ月当たりの負担上限額設定や各種負担軽減制度があり、障害者施設入所者及びグループホーム利用者につきましては、非課税世帯で資産が一定以下の者を収入に応じて利用者負担を軽減する個別減免、障害者施設入所者の低所得者にかかわる食費・光熱水費の実費負担を軽減するため、利用者負担を支払った後に手元に一定の額が残るように給付をしております。また通所施設デイサービス利用者及び20歳未満の施設入所者の負担上限額を、サービスを提供する社会福祉法人等がみずから2分の1に軽減する社会福祉法人軽減があり、その他生活保護への移行予防措置といたしまして、生活保護の適用対象でなくなるまで月額負担上限額の区分を下げる定率負担の減免措置と生活保護の対象とならない範囲まで補足給付を増額して支給する特例があります。

なお、各種負担軽減制度につきましては、該当者に対し、障害福祉サービスの支給決定時に説明をしているところであります。

次に、地域生活支援事業に対する利用者の負担についてであります。この事業は、地域の実情に応じて柔軟な実施が期待されていることから、基本的には事業の実施主体の判断によるとされておりますが、現在、実施しております事業の中で日常生活用具給付等事業及び移動支援事業につきましては、利用料に応じ一部利用者負担をいただいております。

また、地域共同作業所、小規模通所授産所施設などは現在無料で利用しておりますが、新体系の移行により原則1割の負担が出てまいりますので、障害者の置かれている状況などを考慮しながら、適切な利用者負担となるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、障害福祉計画の策定についてであります。この計画の策定期間につきましては、第1期計画期間が、平成18年度から平成20年度までの3カ年の障害福祉サービスなどの見込みについて定めるものであることから、平成18年度中に策定することが義務づけられております。

また、国で実施いたしました福祉サービス事業者の新体系への移行確認調査、更に道で実施いたしました市町村におけるサービスの必要量の見込みをもとに、市町村と道との間で必要量の見込み調整を行い、最終的な各年度におけるサービスの種類ごとの数値目標を立てることとなっております。

今後、計画策定に向けて検討を行っていくこととなりますが、計画策定に当たっては策定委員会の設置も考えておりましたが、現在、市と障害者団体及びボランティア団体などで構成しております士別ふれあいネットワークが設置されておりますので、この中でより多くの障害者の意見を聞きながら、障害福祉計画の策定をしてみたいと考えております。

具体的数値目標等につきましては、立ちおくられている精神障害者に対するホームヘルプサービスの充実を図り、必要なホームヘルプサービスを保障すること、希望する障害者に日中活動を保障すること、グループホームなどの自立を図り、施設入所、入院から地域生活への移行を促進すること、福祉施設から一般就労への移行等を推進することなどが国から示された基本指針であり、また来月7日に道が開催いたします障害福祉計画圏域連絡協議会の中で、北海道の障害福祉計画策定方針などの説明がなされることになっておりますので、それらの方針などと整合性を図りながら、障害福祉計画に盛り込む内容、数値目標等を検討してまいります。

北口議員から、計画作成に当たって全庁的な組織についてお話がありましたが、素案ができましたら政策会議検討会に諮り、各部から御意見を賜りながら本市になじめる障害福祉計画の策定に努めてまいりたいと考えております。

次に、障害者の雇用についてであります。障害者自立支援法では、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう雇用施策と連携しつつ、福祉側から支援し、就労移行、就労継続、支援事業など一般就労への移行を支援する事業を創設することになっております。

この事業により、訓練を受けた障害者が自立した生活を送るため、企業等に就職をしたいと希望いたしましても、現在の経済状況の中、障害者の就労の場の確保が非常に厳しい状況にあります。本市の障害者の就労の場としては、市内には士別愛成会が運営いたしております精神障害者と知的障害者の小規模通所授産施設が2カ所、朝日地区では地域共同作業所1カ所の作業所において、生活訓練や作業訓練を行っており、就労自立に向けた努力をいたしておりますし、また市が一部補助をしております福祉の店シュベツにおいても、現在、身体・知的・精神障害者の方6名が就労をしております。

更に、つくも園が運営をしております喫茶店で働いている方が5名、その他市内の事業所では、クリーニング店やデパートなどで数名の障害者が就労しております。

なお、国の制度として、障害者を継続して雇用した場合、事業主に対して助成金が支給されますが、これらの制度につきましては、市のホームページに掲載し、市民に周知を図っているところであります。

今後におきましても、障害者の就労の場の確保は大変重要なことと考えておりますので、ハローワークなどの関係機関とも連携をとりながら、障害者の就労の場の確保に努めるとともに、

障害者が安心して快適に暮らせ、自由に社会参加ができるよう、福祉のまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、申し上げます、答弁いたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 3時26分散会）